

資料 1 5 - 6

泊発電所 3 号炉 審査資料	
資料番号	SA56H-9 r.1.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

56条

令和 5 年 6 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし -(世帯用申請であり未用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 （変更前）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠 （変更後）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠，単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図，保管場所図，アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに作成した「接続図，保管場所図，アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画，検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として提示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図，アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>56-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
	要件	適合性	要件	適合性
1	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
2	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
3	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
4	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
5	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
6	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
7	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上
8	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	要件	適合性	相違理由
1	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
2	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
3	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
4	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
5	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
6	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
7	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
8	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	
9	燃料供給設備の稼働率	稼働率90%以上	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	

56-1-1



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

56-1-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

56-1-1



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可視)

項目	可視型大型海水ポンプ車	相違資料
1	屋外 (有効に機能を発揮する)	C 1 補足説明資料156-7 保管場所図
2	海水 (海水又は淡水 (海水を確保する可能性あり) (取水する際の異物の流入防止を考慮) (機密が漏れない)	II 補足説明資料150-4 系統図
3	操作性 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 現場操作 (工具確保→一般的な工具) (運搬設備：車庫として移動可能、車庫止めを搭載) (操作スイッチ操作：作業者の操作手順により現場での操作が可能) (接続作業：フランジ接続とし、可搬型ホースを確実に接続できる)	A ① 補足説明資料150-8 接続図 A ② 補足説明資料150-4 系統図 A ③
4	切り替え性 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 設備として機能も有さない (弁を設置)	B 4 I 補足説明資料150-4 系統図
5	系統設計 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 常時接続は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A ⑤ 補足説明資料150-3 試験・検査 説明資料 補足説明資料150-4 系統図
6	設置場所 現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A 4 補足説明資料150-8 接続図
7	可搬型の容量 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 原子炉建屋の外から水又は電力を供給 (APWC又はRSPへ重大事故等の収束に必要な水の供給が可能な容量) (保有数は2セットとし、故障時及び保守点検時のバックアップとして 2台の容量を7割) (可搬型が3台、複数台を考慮しそれぞれに必要なホース長も満足する数量の合計 に、故障時及び保守点検による待機時外のバックアップを考慮した数量)	A 補足説明資料150-5 容量設定根拠
8	可搬型の接続性 フランジ接続	B 9 補足説明資料150-8 接続図
9	異なる種類の接続 形の確保 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 (接続箇所は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる階層しない位置に複数 箇所)	A 10 補足説明資料150-8 接続図
10	設置場所 SIF事故時以外に使用する設備 (放射線の濃くなるおそれのない場所を連定)	B 11 補足説明資料150-8 接続図
11	保管場所 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 防火設備/共通電源の考慮対象設備なし/屋外 接続設備/同一目的の設備なし/屋外	B 4 補足説明資料156-7 保管場所図
12	アクセスルート 屋外アクセスルート	B 13 補足説明資料150-8 アクセス ルート図
13	現場操作、自然現象、外部災害、洪水、震災 【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 防火設備/共通電源の考慮対象設備なし 接続設備/同一目的の設備なし (可搬型ホース(屋外兼用)は、位置的分岐を回る)	14
14	サポーター設置 対象外(サポーター系なし)	

56-1-1

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	
項目	項目
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

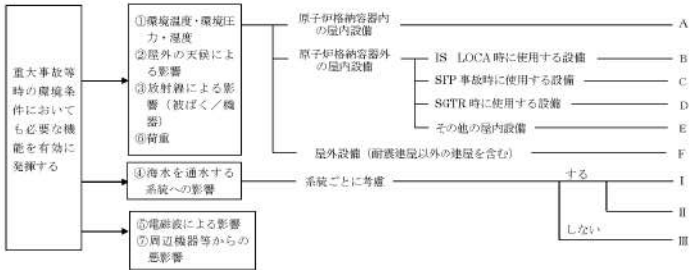
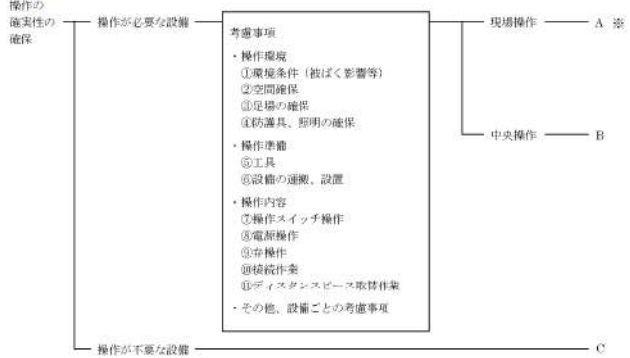
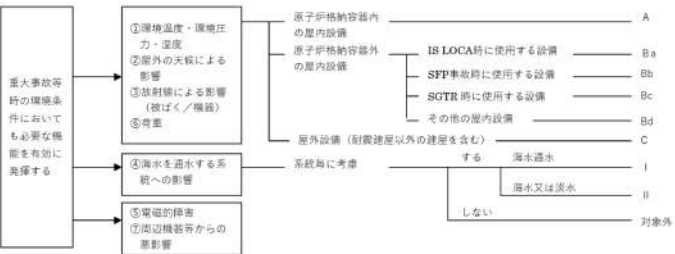

56-1-3

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可視)		相違理由
項目	項目	項目
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10
11	11	11
12	12	12
13	13	13
14	14	14
15	15	15
16	16	16
17	17	17
18	18	18
19	19	19
20	20	20
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24
25	25	25
26	26	26
27	27	27
28	28	28
29	29	29
30	30	30
31	31	31
32	32	32
33	33	33
34	34	34
35	35	35
36	36	36
37	37	37
38	38	38
39	39	39
40	40	40
41	41	41
42	42	42
43	43	43
44	44	44
45	45	45
46	46	46
47	47	47
48	48	48
49	49	49
50	50	50
51	51	51
52	52	52
53	53	53
54	54	54
55	55	55
56	56	56
57	57	57
58	58	58
59	59	59
60	60	60
61	61	61
62	62	62
63	63	63
64	64	64
65	65	65
66	66	66
67	67	67
68	68	68
69	69	69
70	70	70
71	71	71
72	72	72
73	73	73
74	74	74
75	75	75
76	76	76
77	77	77
78	78	78
79	79	79
80	80	80
81	81	81
82	82	82
83	83	83
84	84	84
85	85	85
86	86	86
87	87	87
88	88	88
89	89	89
90	90	90
91	91	91
92	92	92
93	93	93
94	94	94
95	95	95
96	96	96
97	97	97
98	98	98
99	99	99
100	100	100

56-1-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく／機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>④海水を流通する系統への影響</p> <p>⑤電磁波による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>系統ごとに考慮 する しない</p> <p>I II III</p> <p>④海水を流通する系統については、I：通常時に海水を流通する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を流通しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 操作が不要な設備</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作環境 <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件（被ばく影響等） ②空間確保 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 <ul style="list-style-type: none"> ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 <ul style="list-style-type: none"> ⑦操作スイッチ操作 ⑧電解操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ⑪ディスプレイスペース取替作業 ・その他、設備ごとの考慮事項 <p>現場操作 — A ※ 中央操作 — B C</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A②、A⑤、A⑦等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく／機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>④海水を流通する系統への影響</p> <p>⑤電磁波による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>系統毎に考慮 する しない</p> <p>海水流通 淡水又は淡水 対象外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 操作が不要な設備</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作環境 <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件（被ばく影響等） ②空間確保 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 <ul style="list-style-type: none"> ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 <ul style="list-style-type: none"> ⑦操作スイッチ操作 ⑧電解操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ・その他、設備毎の考慮事項 <p>現場操作 — A 中央操作 — B 対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査</p> <p>考慮事項 ○ 検査性のある構造 ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 ・テストラインの構成 ・機器負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化 機械設備 電気設備 配管設備 計測制御設備 構造物 その他</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 第2（1）項参照</p> <p>考慮事項 ○ 検査性のある構造 ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 ・テストラインの構成 ・機器負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化 機械設備 静的構造 電気設備 計測制御設備 構造物</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】 ・弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する必要があるか¹⁾</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>Ba</p> <p>Bb</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏洩（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>A ※</p> <p>⑦ 内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏洩（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>非等で系統構成 過渡時は分離 他設備から孤立 DBと同じ系統構成 放射性物質又は海水を含む系統との分離</p> <p>Aa</p> <p>Ab</p> <p>Ac</p> <p>Ad</p> <p>Ae</p> <p>B</p> <p>高速回転機器 以外 対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

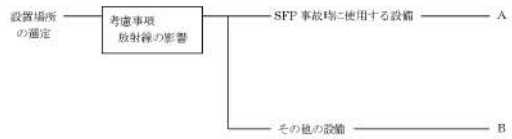


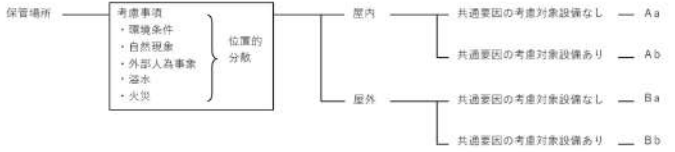
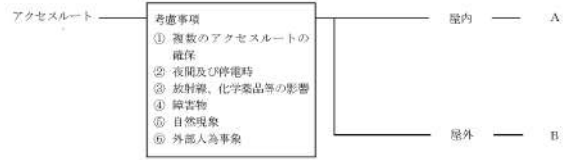

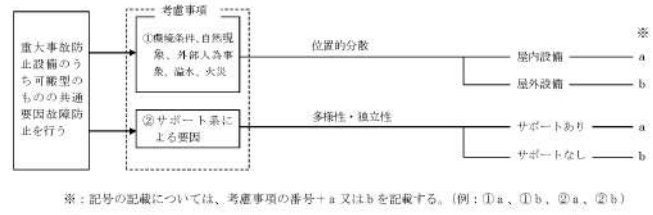
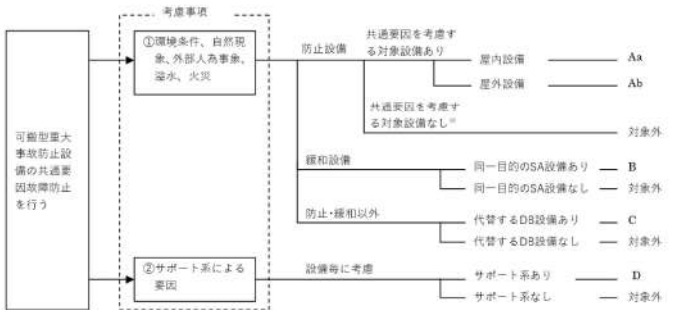
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量の考えかた</p> </div> <div data-bbox="246 558 918 798"> <p>予備数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</p> <p>④、⑤以外 — c</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="1164 255 1836 430"> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量もきめて設計方針とする。</p> </div>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="246 893 918 1133"> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C <p>配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E <p>常設設備と接続するものに限る</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="1164 893 1836 1133"> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 母線供給 通信・計装各設備電源 <p>水・空気配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口径等 小口径等 <p>油配管、計装付属配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 専用の接続方法による接続 <p>端子のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>ボルト締フランジ接続による接続 — B</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>常設設備と接続するものに限る</p> </div>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="246 1212 918 1452"> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による影響因子 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（空気） — C 接続箇所なし — D <p>（建屋外から供給するものに限る）</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="1164 1212 1836 1452"> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続条件 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） — A 対象外 — 対象外 <p>（建屋外から供給するものに限る）</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">56-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">56-2 配置図</p> <div data-bbox="1576 1267 1906 1370" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p>：設計基準対象施設</p> <p>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>・設備の相違、配置箇所 の相違により、比較対象資料は一致せず。</p> <p>・SA 基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし(以降、配置図において相違理由省略)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1374 994 1394" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 56-2-2 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 369px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 819 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1374 994 1393" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 56-2-3 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1369 819 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1374 994 1394" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 56-2-4 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1369 996 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-2-5</div>	<div data-bbox="1108 375 1836 1228" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1332 1702 1359" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 図56-2-1 屋内配置図（重大事故等収束のための水源） </div> <div data-bbox="1451 1364 1512 1391" style="text-align: center; margin-top: 5px;">55-2-1</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 201 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-6

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1369 1003 1394" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 56-2-7 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-8

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図56-2-2 屋外配置図(水の供給)</p> <p>56-2-2</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図56-2-3 屋外配置図(水の供給)</p> <p>55-2-3</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>56-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	要監視(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名
機器又は系統名 蒸気タービン [その監視部]	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する [蒸気タービン]に付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部)	1.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		2.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		3.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		4.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		5.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		6.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		7.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		8.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		9.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		10.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
1.外観点検		高	IF	
2.分解点検		高	13M~156M	
3.分解点検		低	13M~130M	
4.潤滑油点検		高	13M	蒸気タービン潤滑油検査
5.非破壊検査		高	肉厚管理計 射影による	蒸気タービン潤滑油検査
6.非破壊検査		高	107	2.水系統管線検査
7.非破壊検査		高	肉厚管理計 射影による	2.水系統管線検査
8.非破壊検査		高	IF	2.水系統管線検査
9.非破壊検査		高	IF	2.水系統管線検査
10.非破壊検査		高	B	2.水系統管線検査
1.保安装置点検		高	13M~260M	2.水系統管線検査
2.保安装置点検		高	38M~260M	2.水系統管線検査
3.保安装置点検		高	52M~130M	2.水系統管線検査
4.保安装置点検		高	B	2.水系統管線検査
5.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
6.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
7.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
8.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
9.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
10.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	要監視(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名
機器又は系統名 蒸気タービン [その監視部]	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する [蒸気タービン]に付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部)	1.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		2.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		3.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		4.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		5.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		6.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		7.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		8.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		9.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		10.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
1.外観点検		高	IF	
2.分解点検		高	13M~156M	
3.分解点検		低	13M~130M	
4.潤滑油点検		高	13M	蒸気タービン潤滑油検査
5.非破壊検査		高	肉厚管理計 射影による	蒸気タービン潤滑油検査
6.非破壊検査		高	107	2.水系統管線検査
7.非破壊検査		高	肉厚管理計 射影による	2.水系統管線検査
8.非破壊検査		高	IF	2.水系統管線検査
9.非破壊検査		高	IF	2.水系統管線検査
10.非破壊検査		高	B	2.水系統管線検査
1.保安装置点検		高	13M~260M	2.水系統管線検査
2.保安装置点検		高	38M~260M	2.水系統管線検査
3.保安装置点検		高	52M~130M	2.水系統管線検査
4.保安装置点検		高	B	2.水系統管線検査
5.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
6.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
7.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
8.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
9.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
10.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査

別紙1-30(3)

機器又は系統名	要監視(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名
機器又は系統名 蒸気タービン [その監視部]	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する [蒸気タービン]に付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部) 蒸気タービン(蒸気タービンに付属する 監視部)	1.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		2.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		3.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		4.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		5.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		6.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		7.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		8.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		9.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
		10.潤滑油点検	高	2.水系統管線検査
1.外観点検		高	IF	
2.分解点検		高	13M~156M	
3.分解点検		低	13M~130M	
4.潤滑油点検		高	13M	蒸気タービン潤滑油検査
5.非破壊検査		高	肉厚管理計 射影による	蒸気タービン潤滑油検査
6.非破壊検査		高	107	2.水系統管線検査
7.非破壊検査		高	肉厚管理計 射影による	2.水系統管線検査
8.非破壊検査		高	IF	2.水系統管線検査
9.非破壊検査		高	IF	2.水系統管線検査
10.非破壊検査		高	B	2.水系統管線検査
1.保安装置点検		高	13M~260M	2.水系統管線検査
2.保安装置点検		高	38M~260M	2.水系統管線検査
3.保安装置点検		高	52M~130M	2.水系統管線検査
4.保安装置点検		高	B	2.水系統管線検査
5.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
6.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
7.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
8.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
9.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査
10.保安装置点検		高	13M~182M	2.水系統管線検査

別紙1-30

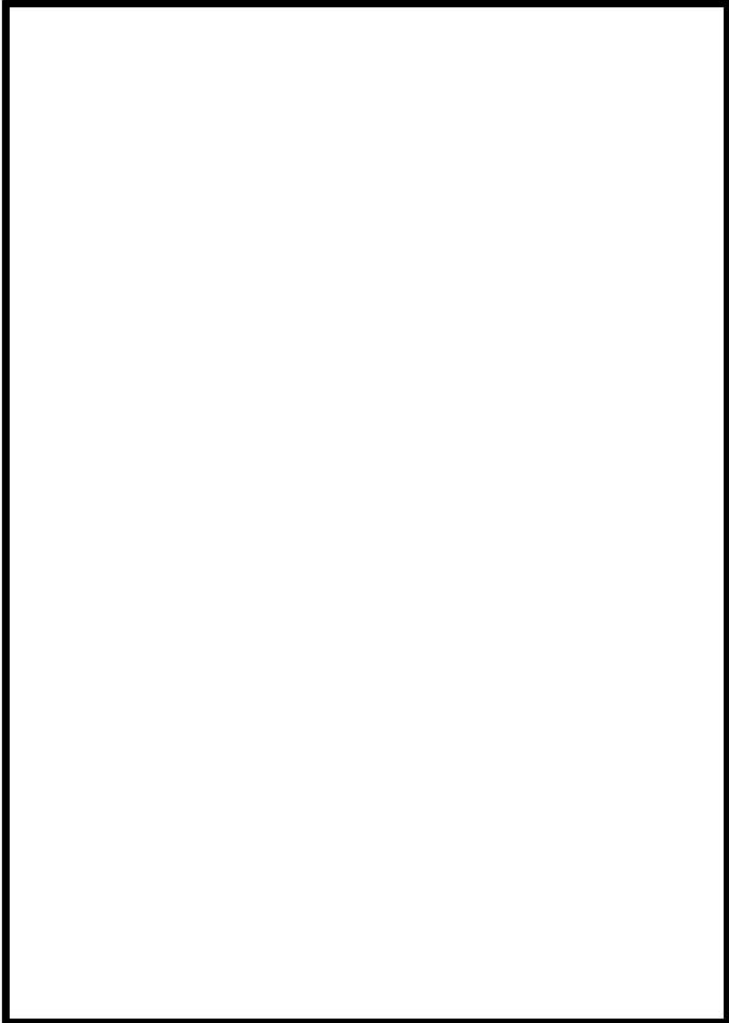
試原-56

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違ない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査記録なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 209 994 1337" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="389 1337 824 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1321" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1424 1329 1868 1355" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="248 292 936 1254" style="border: 2px solid black; height: 600px; width: 300px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="409 1257 842 1283" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 287 1868 1313" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 320px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1351" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 288 1870 1316" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1326 1861 1345" style="font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 707px; width: 358px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1879 1321" style="border: 2px solid black; height: 654px; width: 328px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1337 1711 1364" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="212 252 958 1337" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 333px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="331 1342 786 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		SA手段の相違 ・大飯では、可搬型ポンプ（可搬式代替低圧注水ポンプ等）を使った代替炉心注水において、仮設組立式水槽を使用する ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽は使用しないため比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 236 958 1321" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1321 808 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1142 276 1877 1321" style="border: 2px solid black; height: 655px; width: 328px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 994 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1142 276 1877 1318" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1331 1704 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1355" style="border: 2px solid black; height: 708px; width: 358px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の図面は、前頁の大容量ポンプ図面から仕様表を削除した内容であり、情報量としては前頁の図面にて網羅している内容である。 ・泊は、前記に掲載したとおり、大飯と同等情報量の関連資料を付しており、本頁の図面については添付しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 264 965 1305" style="border: 2px solid black; height: 652px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="421 1305 831 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 272 1877 1318" style="border: 2px solid black; height: 655px; width: 327px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1329 1704 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	要図表(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	機器名	備考 (○内は適用する設備診断技術)
原子炉冷却系系統配管 [非常用炉心冷却設備]	原子炉冷却系系統配管(冷却除去設備) 1式 その他の弁駆動器	1.運転、性能試験 2.分解点検 3.調整点検 (特性点検) 1.分解点検 2.分解点検	高・低 高・低 高 高	B 52M~182M 13M~91M 95M~130M 130M~182M	1次系弁駆動	特別点検No. 9の反映
	原子炉冷却系系統配管(冷却除去設備) 1式 その他の弁駆動器	1.運転、性能試験 2.分解点検 3.調整点検 (特性点検) 1.分解点検 2.分解点検	高 高	1次系弁駆動		
原子炉冷却系系統配管 [非常用炉心冷却設備]	高圧注水ポンプ(低圧注水ポンプ) (冷却除去設備) (低圧注水機能(を含む))	1.運転、性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動器 を含む) 2.調整、性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動器 を含む) 3.分解点検 4.調整点検 (調整点検)	高 高 高 高	IF 6M 130M 91M 29M 29M 130M 91M 29M 29M	非常用炉心冷却系設備検査 運転中の主要機器設備検査(状態監視含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	プラント運転中 非常用炉心冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ (機器診断: 3M)
	高圧注水ポンプ(低圧注水ポンプ) (冷却除去設備)	1.運転、性能試験 (ポンプ) 2.分解点検 3.調整点検 (調整点検)	高 高 高 高	IF 6M 130M 91M 29M 29M	非常用炉心冷却系設備検査 運転中の主要機器設備検査(状態監視含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	プラント運転中 非常用炉心冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ (機器診断: 3M)
	高圧注水ポンプ(低圧注水ポンプ) (冷却除去設備)	1.運転、性能試験 (ポンプ) 2.分解点検 3.調整点検 (調整点検)	高 高 高 高	IF 6M 130M 91M 29M 29M	非常用炉心冷却系設備検査 運転中の主要機器設備検査(状態監視含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	プラント運転中 非常用炉心冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ (機器診断: 3M)
	高圧注水ポンプ(低圧注水ポンプ) (冷却除去設備)	1.運転、性能試験 (ポンプ) 2.分解点検 3.調整点検 (調整点検)	高 高 高 高	IF 6M 130M 91M 29M 29M	非常用炉心冷却系設備検査 運転中の主要機器設備検査(状態監視含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	プラント運転中 非常用炉心冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ (機器診断: 3M)
	高圧注水ポンプ(低圧注水ポンプ) (冷却除去設備)	1.運転、性能試験 (ポンプ) 2.分解点検 3.調整点検 (調整点検)	高 高 高 高	IF 6M 130M 91M 29M 29M	非常用炉心冷却系設備検査 運転中の主要機器設備検査(状態監視含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	プラント運転中 非常用炉心冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ (機器診断: 3M)
	高圧注水ポンプ(低圧注水ポンプ) (冷却除去設備)	1.運転、性能試験 (ポンプ) 2.分解点検 3.調整点検 (調整点検)	高 高 高 高	IF 6M 130M 91M 29M 29M	非常用炉心冷却系設備検査 運転中の主要機器設備検査(状態監視含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	プラント運転中 非常用炉心冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ (機器診断: 3M)
	高圧注水ポンプ(低圧注水ポンプ) (冷却除去設備)	1.運転、性能試験 (ポンプ) 2.分解点検 3.調整点検 (調整点検)	高 高 高 高	IF 6M 130M 91M 29M 29M	非常用炉心冷却系設備検査 運転中の主要機器設備検査(状態監視含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	プラント運転中 非常用炉心冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ (機器診断: 3M)
	高圧注水ポンプ(低圧注水ポンプ) (冷却除去設備)	1.運転、性能試験 (ポンプ) 2.分解点検 3.調整点検 (調整点検)	高 高 高 高	IF 6M 130M 91M 29M 29M	非常用炉心冷却系設備検査 運転中の主要機器設備検査(状態監視含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	プラント運転中 非常用炉心冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ (機器診断: 3M)
	高圧注水ポンプ(低圧注水ポンプ) (冷却除去設備)	1.運転、性能試験 (ポンプ) 2.分解点検 3.調整点検 (調整点検)	高 高 高 高	IF 6M 130M 91M 29M 29M	非常用炉心冷却系設備検査 運転中の主要機器設備検査(状態監視含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	プラント運転中 非常用炉心冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ A、B系冷却系ポンプ (機器診断: 3M)

資料構成の相違
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

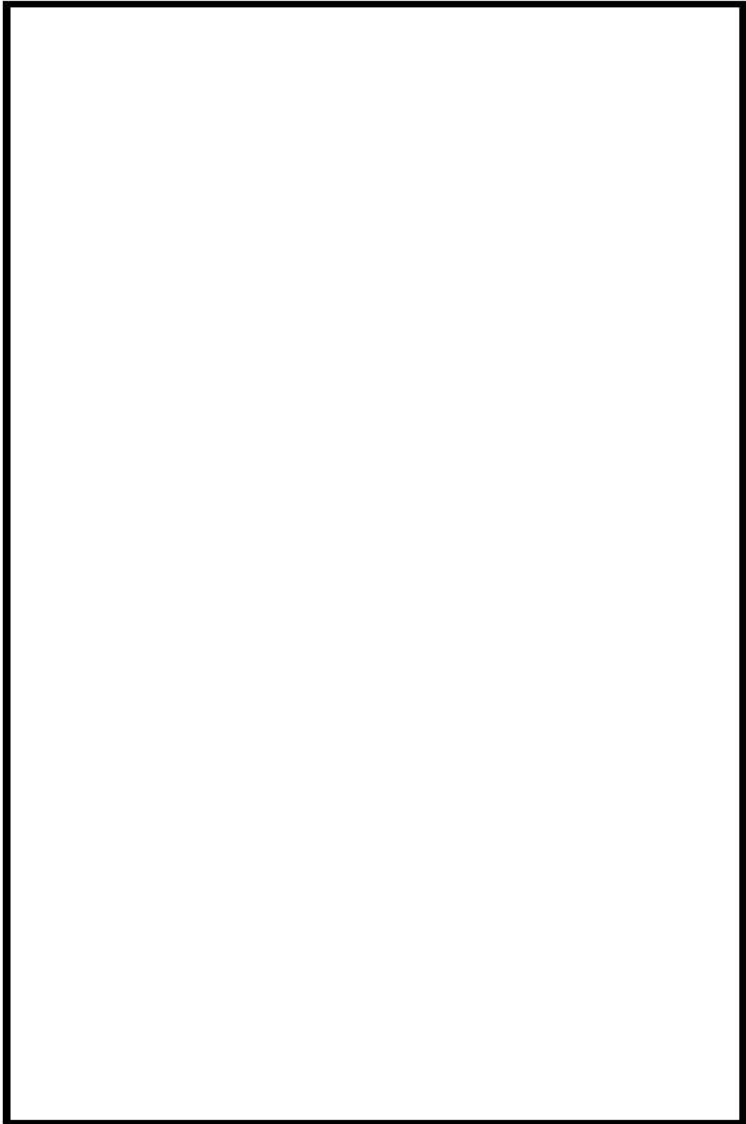
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：O3-16-123</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

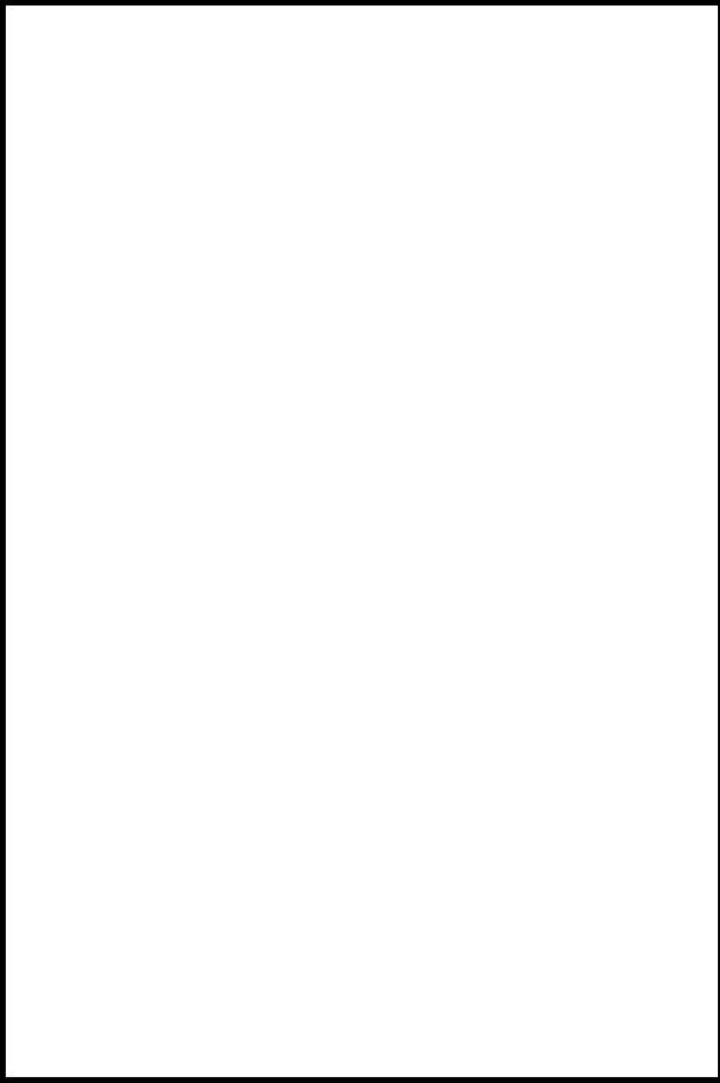
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 0</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検 査 名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

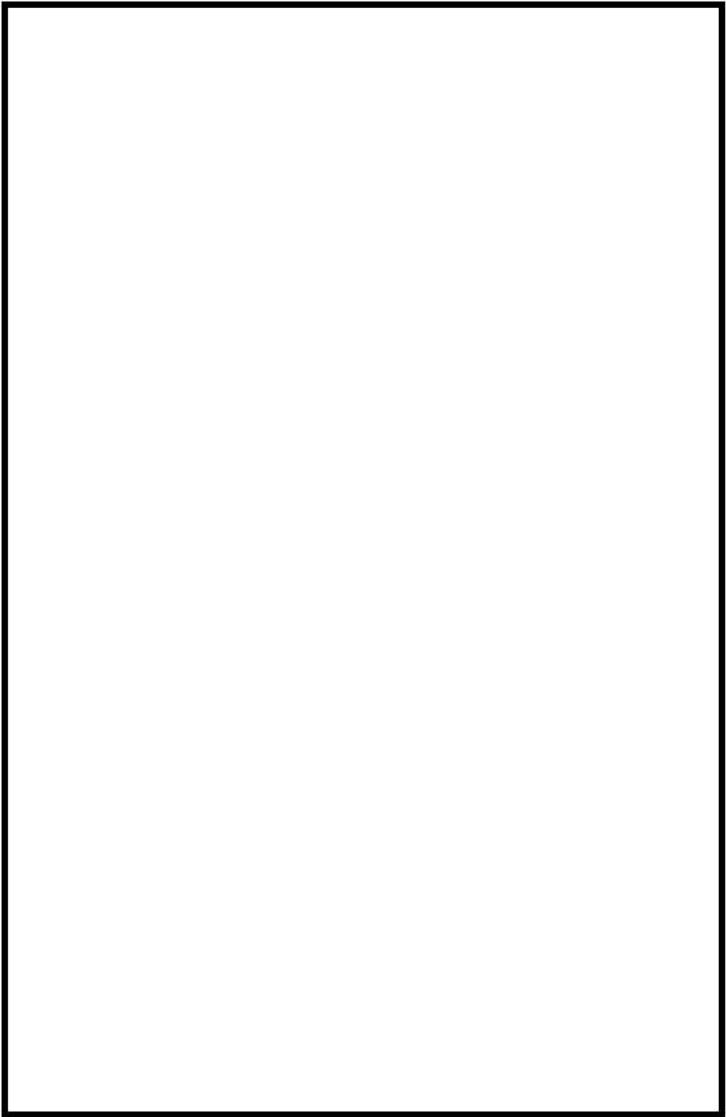
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：高圧注入系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-1.3-1.7</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

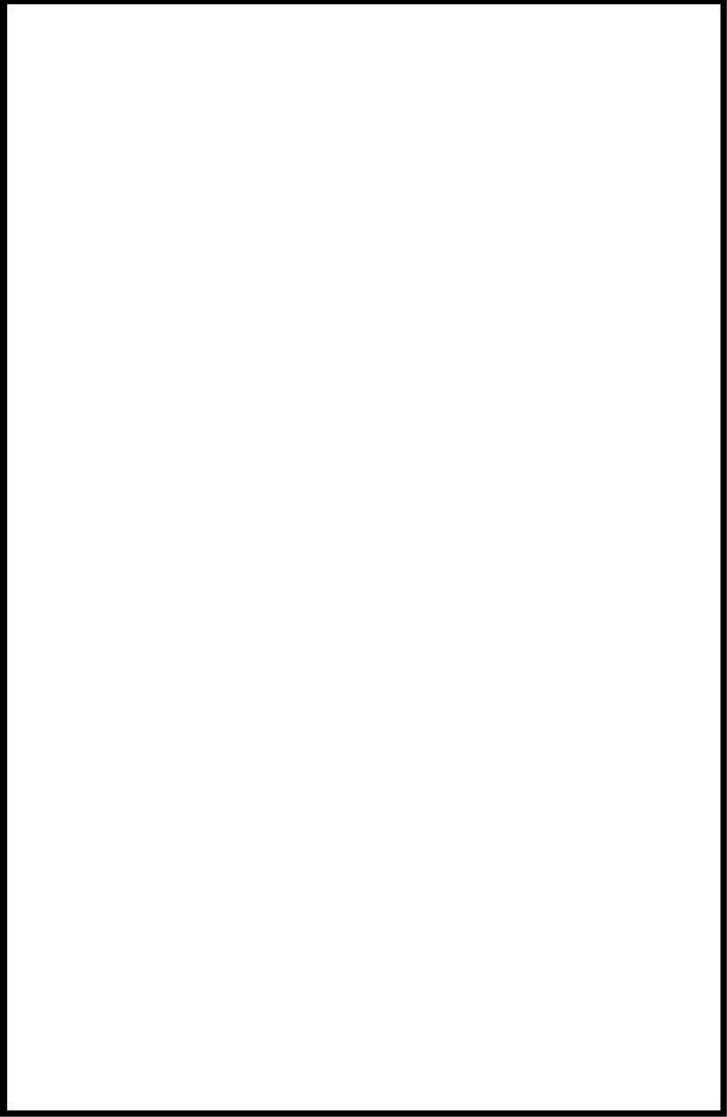
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 236 954 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="230 220 954 1362" style="border: 2px solid black; height: 716px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 996 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="365 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

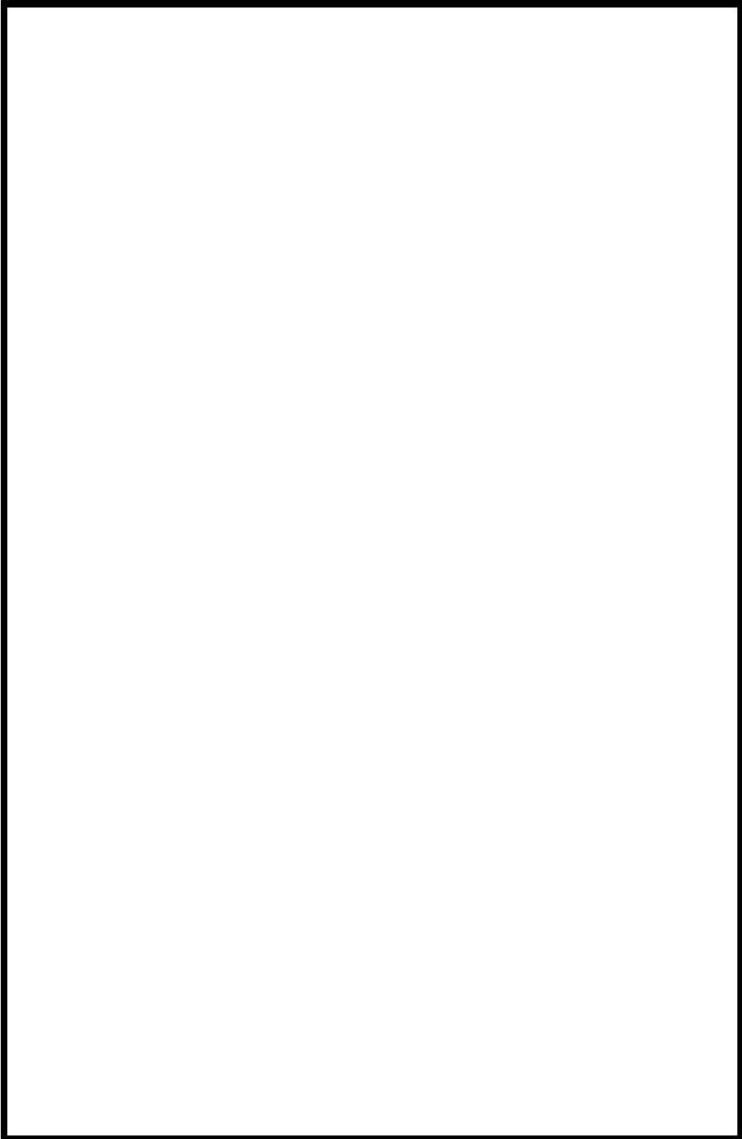
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 264 963 1377" style="border: 2px solid black; height: 697px; width: 332px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="376 1382 826 1409" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：O3-16-307</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="228 220 981 1358" style="border: 2px solid black; height: 713px; width: 336px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

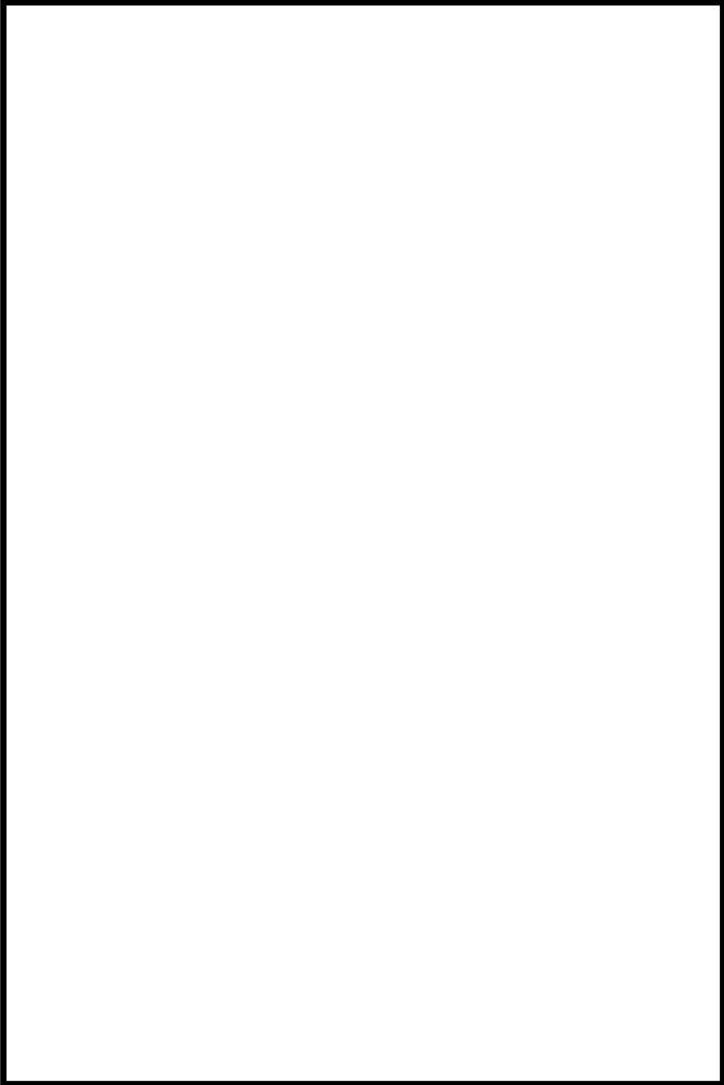
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大阪発電所 第3号機 第15保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：化学体積制御系充てんポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-61</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大版で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="253 288 938 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="398 1262 833 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
機器又は系統名	要匠数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	機器名	備考 (○内は適用する設備診断技術)		
原子炉冷却系経路 〔原子炉冷却系経路〕	排熱発生装置	1.開放点検	高	1.一次系部交換器検査			
		2.非破壊試験	高	1.一次系部交換器検査			
		3.漏えい試験	高	1.一次系部交換器検査			
		貯水装置	1.開放点検	高	1.一次系部交換器検査		
			2.非破壊試験	高	1.一次系部交換器検査		
			3.漏えい試験	高	1.一次系部交換器検査		
		冷却器	1.開放点検	高	1.一次系部交換器検査		
			2.非破壊試験	高	1.一次系部交換器検査		
		原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	1.漏れ・性能試験	高・低	B	1.一次系弁検査 1.一次系安全弁検査	
			2.分解点検	低	13M~26GM 79M~130M	1.一次系安全弁検査 1.一次系安全弁検査	一部50Mあり
原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	4.開閉点検	高・低	65M~130M	1.一次系弁検査			
	1.漏れ・性能試験	高・低	B	1.一次系弁検査			
原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	2.分解点検	高・低	52M~182M				
	3.開閉点検	高・低	13M~182M				
原子炉冷却系経路(化学体積制御)式 測 其他の弁	1.漏れ・性能試験	高	13M~130M	1.再生熱交換器			
	2.分解点検	低	13M~130M		一部50Mあり		
原子炉冷却系経路 〔原子炉冷却系経路〕	原子炉冷却系経路(常圧系) A.原子炉冷却系経路(ポンプ・電動機)	1.漏れ・性能試験	高	IF	原子炉冷却系経路系漏れ検査		
		1.漏れ・性能試験	高	B*	1.一次系ポンプ漏れ検査	B*・ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施(運転時監視:GM)	
		2.分解点検	高	52M			
		3.分解点検	高	81M			
		4.開閉点検	高	28M			
		5.開閉点検	高	28M			
		6.開閉点検	高	28M			
		7.開閉点検	高	28M			
		8.開閉点検	高	28M			
		9.開閉点検	高	28M			

資料構成の相違
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="255 288 943 1251" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="412 1254 846 1283" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 994 1350" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 356px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1362 808 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		SA手段の相違 ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="257 323 945 1289" style="border: 2px solid black; height: 605px; width: 307px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="414 1297 844 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使用した代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 228 1003 1353" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 357px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1361 819 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 994 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 228 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 358px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="365 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="248 261 943 1283" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="383 1286 786 1310" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		SA手段の相違 ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 996 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="255 213 987 1323" style="border: 2px solid black; height: 695px; width: 327px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="398 1329 831 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

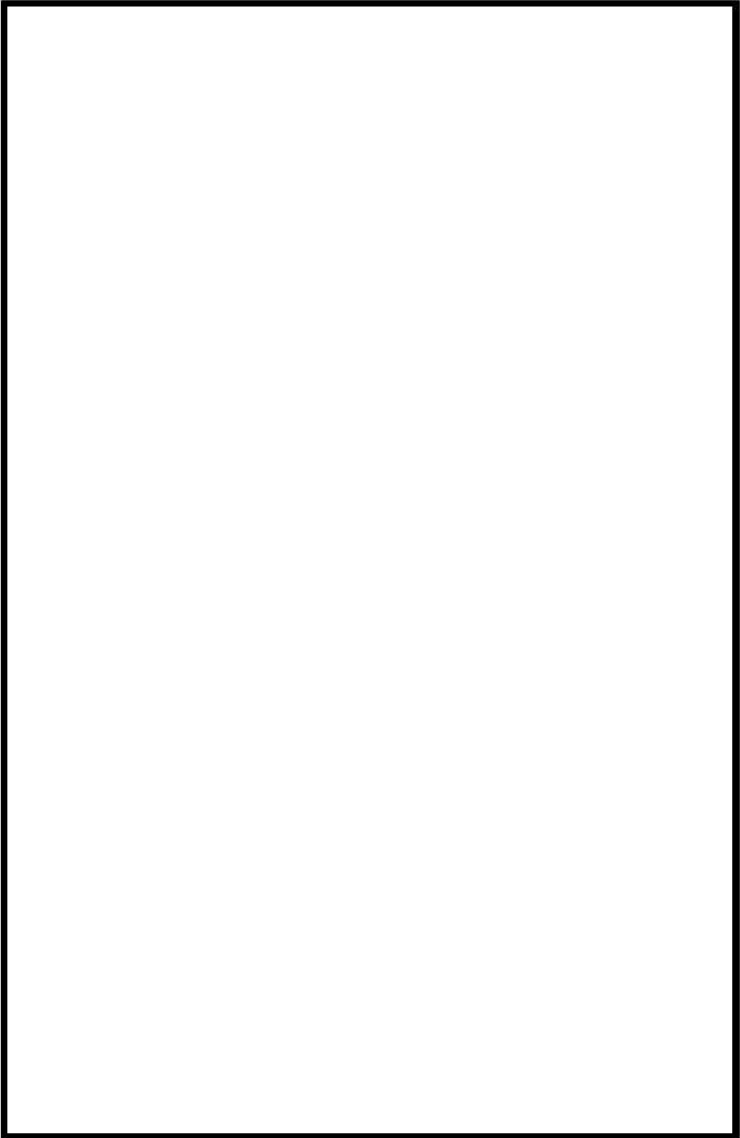
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器安全系機能検査 要領書番号：O3-16-158</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

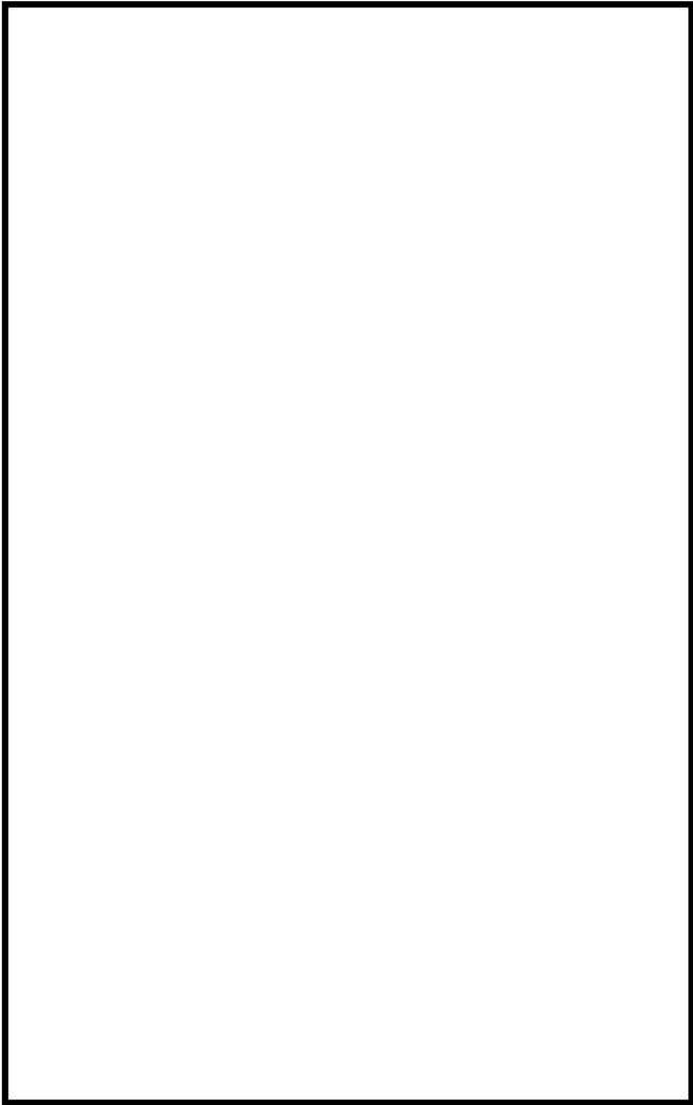
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大版で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検 査 名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

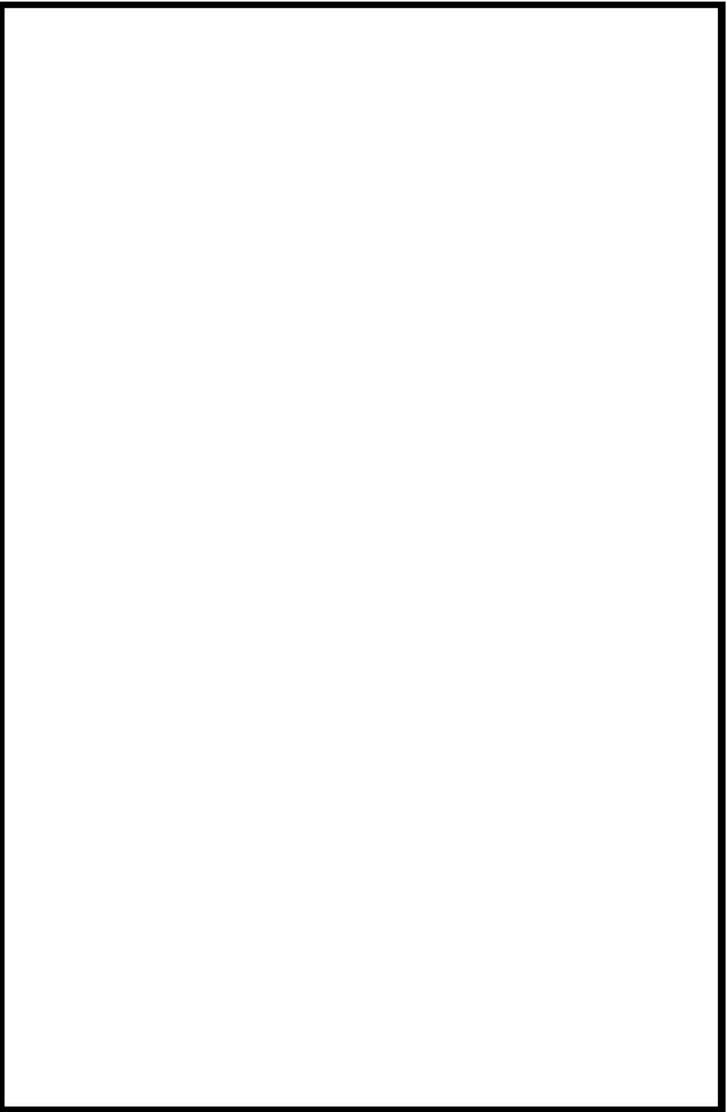
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 0</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第12回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-12-49</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
機器又は系統名	要匠数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (○内は引用する設備試験仕様)	
機器又は系統名	原子炉格納容器スプレイト試験器	1.開閉点検	高	130M	1.2次系高圧試験		
		2.非破壊試験	高	130M	1.2次系高圧試験		
		3.漏えい試験	高	130M	1.2次系高圧試験		
	原子炉格納容器スプレイト試験器	1.開閉点検	高	130M	1.2次系高圧試験		前回は、原子炉格納容器スプレイト系主要弁分解除去として実施
		2.非破壊試験	高	130M	1.2次系高圧試験		
		3.漏えい試験	高	130M	1.2次系高圧試験		
	原子炉格納容器スプレイト系主要弁	3V-CP-024A	1.分解除去	高	78M	原子炉格納容器安全系主要弁分解除去	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主要弁分解除去として実施
		3V-CP-024B	1.分解除去	高	78M	原子炉格納容器安全系主要弁分解除去	
		3V-CP-054A	1.分解除去	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解除去	
	原子炉格納容器スプレイト系主要弁	3V-CP-054B	1.分解除去	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解除去	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主要弁分解除去として実施
		1式	1.分解除去	高	182M	1.2次系高圧試験	
		2.非破壊試験	高	13M~182M			
	原子炉格納容器スプレイト系主要弁	1式	1.分解除去	高	130M	1.2次系高圧試験	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主要弁分解除去として実施
		2.非破壊試験	高	130M	1.2次系高圧試験		
		3.漏れ試験	高	130M	1.2次系高圧試験		
原子炉格納容器スプレイト系主要弁	1式	1.分解除去	高	130M	1.2次系高圧試験	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主要弁分解除去として実施	
	2.非破壊試験	高	130M	1.2次系高圧試験			
	3.漏れ試験	高	130M	1.2次系高圧試験			
原子炉格納容器スプレイト系主要弁	1式	1.分解除去	高	130M	1.2次系高圧試験	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主要弁分解除去として実施	
	2.非破壊試験	高	130M	1.2次系高圧試験			
	3.漏れ試験	高	130M	1.2次系高圧試験			
原子炉格納容器スプレイト系主要弁	1式	1.分解除去	高	130M	1.2次系高圧試験	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主要弁分解除去として実施	
	2.非破壊試験	高	130M	1.2次系高圧試験			
	3.漏れ試験	高	130M	1.2次系高圧試験			
原子炉格納容器スプレイト系主要弁	1式	1.分解除去	高	130M	1.2次系高圧試験	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主要弁分解除去として実施	
	2.非破壊試験	高	130M	1.2次系高圧試験			
	3.漏れ試験	高	130M	1.2次系高圧試験			
原子炉格納容器スプレイト系主要弁	1式	1.分解除去	高	130M	1.2次系高圧試験	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主要弁分解除去として実施	
	2.非破壊試験	高	130M	1.2次系高圧試験			
	3.漏れ試験	高	130M	1.2次系高圧試験			

資料構成の相違
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

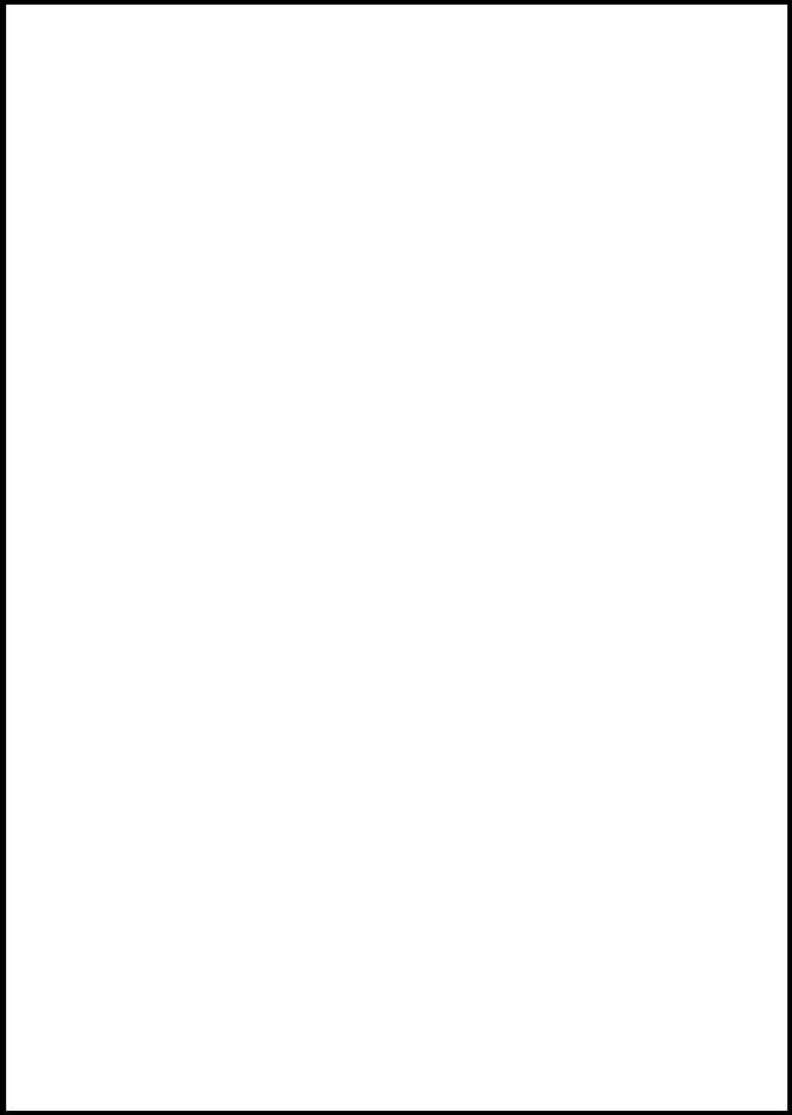
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第10回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 燃料設備 原子炉格納施設 検 査 名：1次系熱交換器検査 要領書番号：O3-10-91</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 220 994 1350" style="border: 2px solid black; height: 708px; width: 356px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="367 1361 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 300 958 1305" style="border: 2px solid black; height: 630px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="405 1305 808 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉					泊発電所3号炉					相違理由		
機器又は系統名	異称名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式又は頻度	機器名	備考 (○内は適用する 監視診断技術) 点検にあわせて実施 (監視診断: BM)	B*	S2M	西	1次系ポンプ駆動検査	B*・ポンプまたは電動機 の分解 (監視診断: BM)	
												1. 運転・性能試験
B原子炉用凝縮冷却水ポンプ・電動機		2. 分解点検	西	B*								
		3. 分解点検 (電動機)	西	91M								
		4. 簡易点検 (潤滑油入浴)	西	29M								
		5. 簡易点検 (ポンプ)	西	29M								
		6. 簡易点検 (電動機)	西	29M								
		1. 運転・性能試験	西	B*								
		2. 分解点検	西	S2M								
		3. 分解点検 (電動機)	西	91M								
		4. 簡易点検 (潤滑油入浴)	西	29M								
		5. 簡易点検 (ポンプ)	西	29M								
		6. 簡易点検 (電動機)	西	29M								
		7. 簡易点検 (潤滑油入浴)	西	29M								
C原子炉用凝縮冷却水ポンプ・電動機		1. 運転・性能試験	西	B*								
D原子炉用凝縮冷却水ポンプ・電動機		2. 分解点検	西	B*								
		3. 分解点検 (電動機)	西	S2M								
		4. 簡易点検 (潤滑油入浴)	西	91M								
		5. 簡易点検 (ポンプ)	西	29M								
		6. 簡易点検 (電動機)	西	29M								
		1. 運転・性能試験	西	B*								
		2. 分解点検	西	S2M								
		3. 分解点検 (電動機)	西	91M								
		4. 簡易点検 (潤滑油入浴)	西	29M								
		5. 簡易点検 (ポンプ)	西	29M								
		6. 簡易点検 (電動機)	西	29M								
		7. 簡易点検 (潤滑油入浴)	西	29M								
原子炉用凝縮冷却水サーージタンク風量減がし弁		1. 簡易点検	西	135M								
A原子炉用凝縮冷却水サーージタンク風量減がし弁		1. 簡易点検	西	135M								
		2. 非破壊試験	西	13M								
		3. 測えい試験	西	13M								
B原子炉用凝縮冷却水常動器		1. 簡易点検	西	13M								
		2. 非破壊試験	西	29M								
		3. 測えい試験	西	13M								

資料構成の相違
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

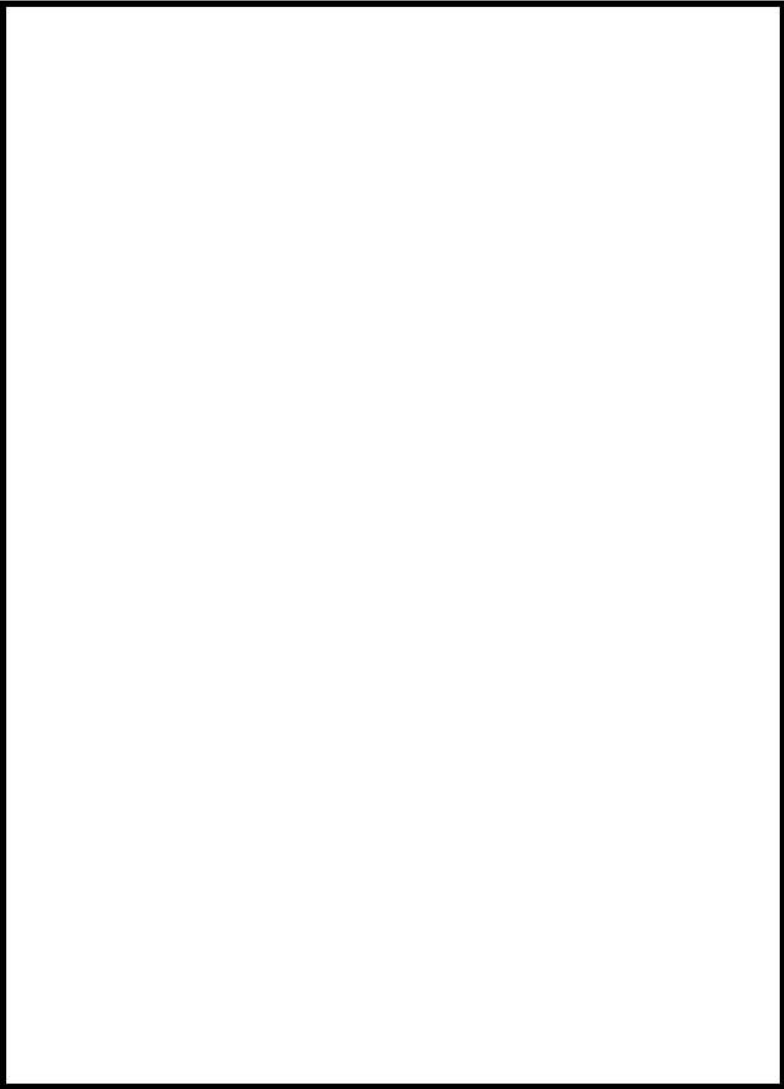
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(2/2) [タービン編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 810 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="248 277 947 1310" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 312px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="398 1315 804 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 240 969 1326" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 329px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="398 1334 779 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 特選みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		資料構成の相違 ・大阪で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 256 958 1302" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="405 1305 808 1331" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

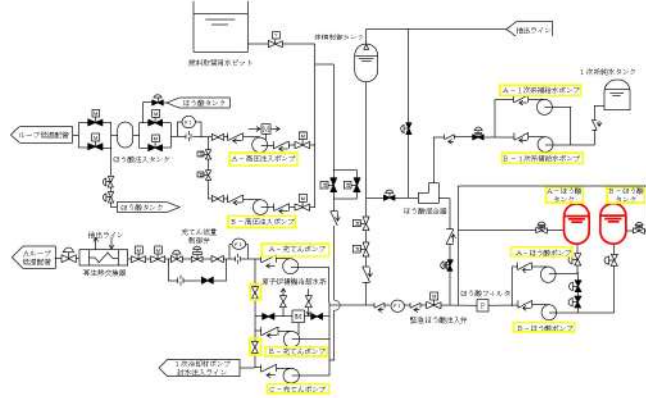
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-5 系統図</p>	<p>56-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 擾乱系統図 (5)</p> <p>56-5-5</p>

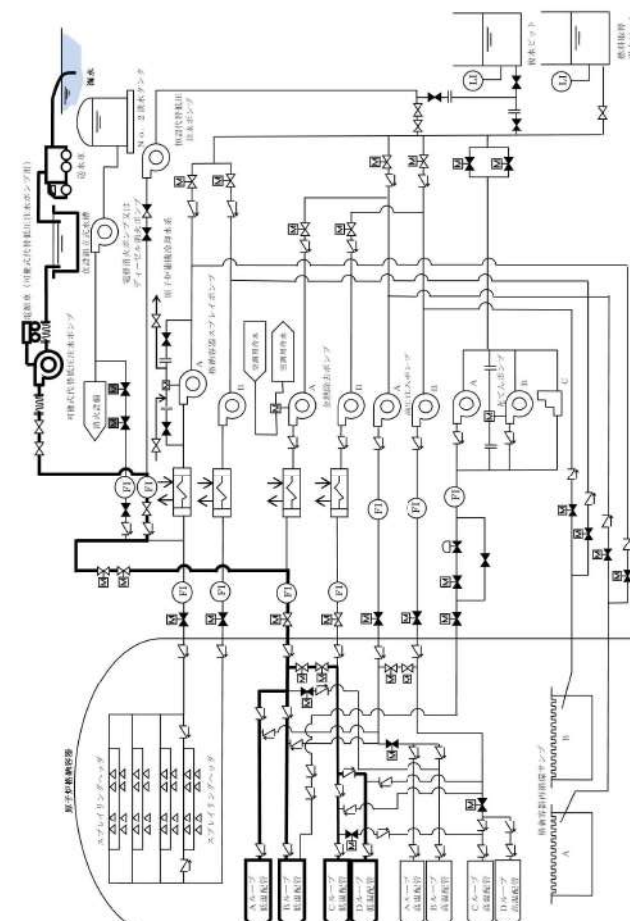
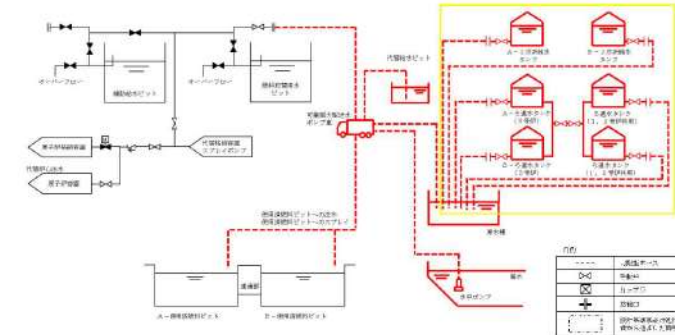
図 56-4-1 補助給水ビットを水源とした場合に用いる設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 56-4-3 ほう酸タンクを水源とした場合に用いる設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系統図(6)</p>	 <p style="text-align: center;">図56-4-4 代替淡水源を水源とした場合に用いる設備、海を水源とした場合に用いる設備</p>	
56-5-6		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

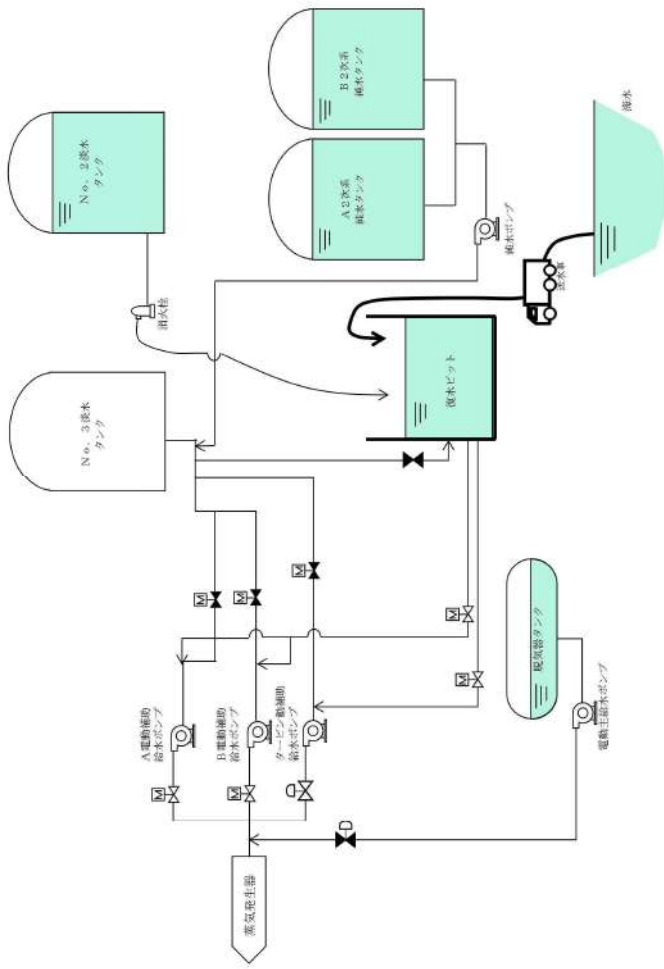
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図（7）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系統図（13）</p> <p style="text-align: center;">56-5-13</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図（2）</p>		

56-5-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系図 (8)</p>	

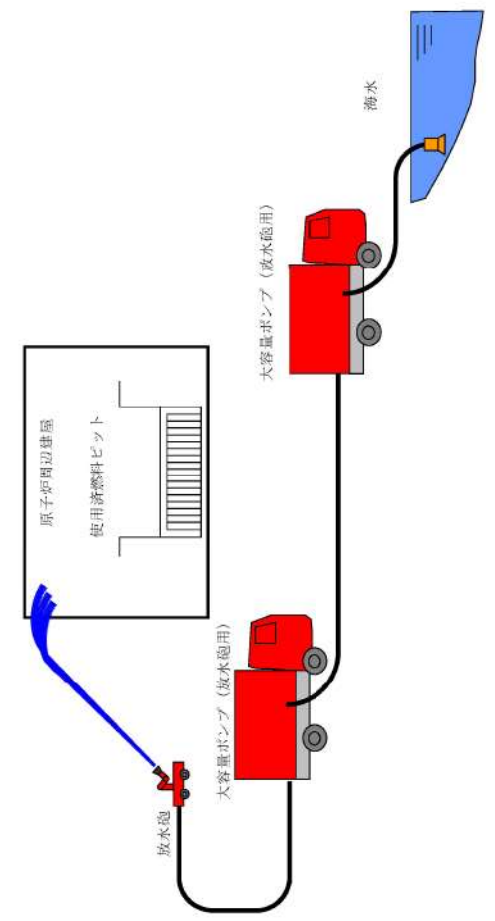
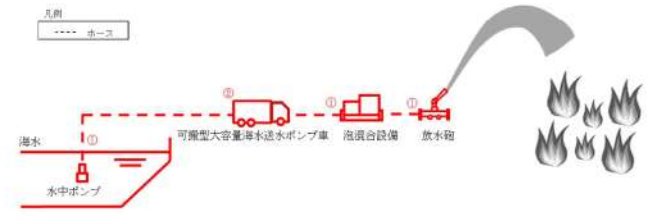
56-5-8

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図（14）</p>	<table border="1" data-bbox="1187 316 1854 375"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 56-4-6 海を水源とした場合に用いる設備（放水設備（大気への拡散抑制設備））</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

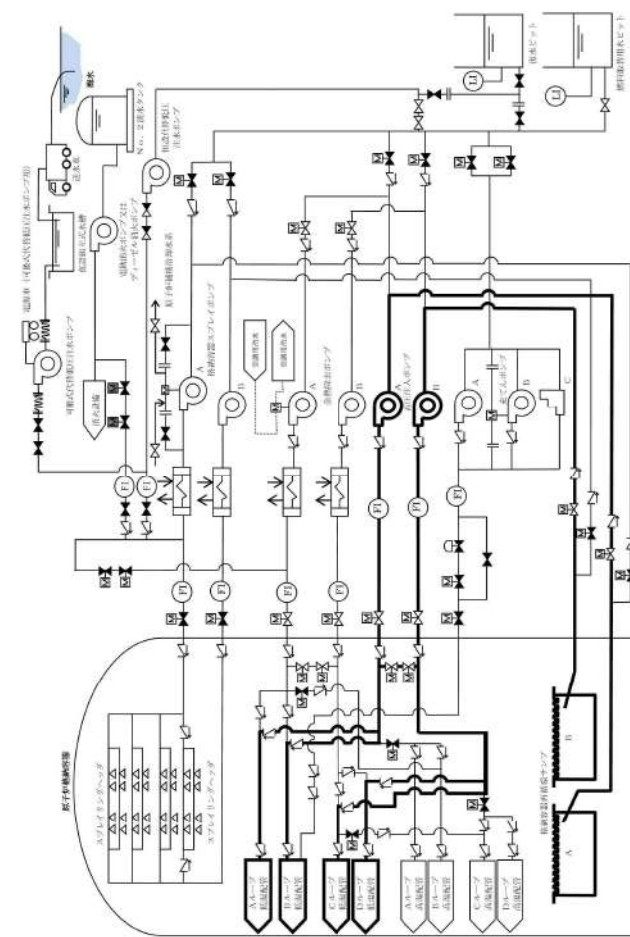
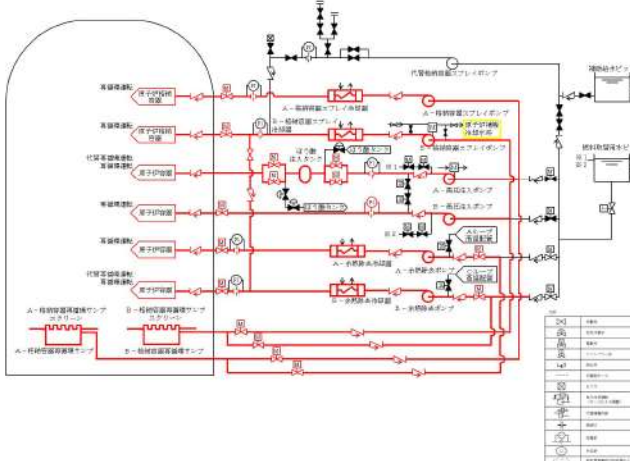
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系統図 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">56-5-15</p>	<table border="1" data-bbox="1164 319 1859 383"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">図 56-4-7 海を水源とした場合に用いる設備 (放水設備 (泡消火設備))</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	-	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	-	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	-															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	-															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 56-4-8 補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ水を供給するための設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(9)</p>	 <p style="text-align: center;">図 56-4-9 格納容器再循環ポンプの水を供給するための設備</p>	
56-5-9		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系統図 (11)</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>56-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○ 水源</p> <p>・復水ピット： <input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン：</p> <p>復水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ <small>（原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</small></p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> C までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ <small>（1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）</small></p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> m³</p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> m³</p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> m³</p> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>復水ピットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m³（有効水量）から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> C一定維持まで冷却するために必要な注水量（<input type="text"/> m³）を引いた量 <input type="text"/> m³ の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○ 水源 補助給水ピット：570m³（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン 補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。 【必要注水量内訳】 注水温度 40℃</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> -11.8m³ <small>（原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</small></p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去：<input type="text"/> 156.5m³ <small>（1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱）</small></p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> 104.4m³</p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> 249.3m³</p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> 320.7m³</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>補助給水ピットの有効水量 570m³ から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170℃まで減温するために必要な給水量等（249.3m³）を引いた量（320.7m³）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4時間後となる。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	

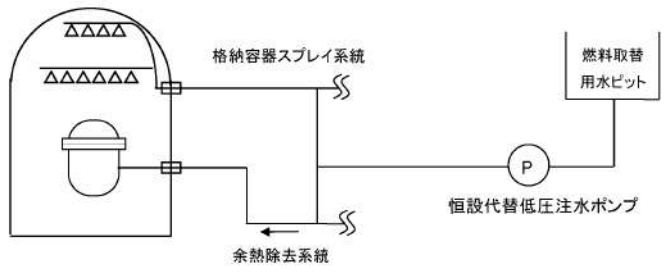
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。</p> <p>〇時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p>事象発生〇時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>〇時間までに、送水車で補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>7日間における水源の対応 <全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+1次冷却材ポンプシールLOCA></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ： <input type="text"/> m³/h 事故後 <input type="text"/> 時間以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価） <input type="text"/> m³ ÷ <input type="text"/> m³/h = 約 <input type="text"/> 時間（事故後約 <input type="text"/> 時間）</p> <p>○水源評価結果 事故後約 <input type="text"/> 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却+再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p style="text-align: center;">系統概略図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p style="text-align: right;">容-2(1/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料取替用水ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/個</td> <td><input type="text"/> 以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう腔注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合は記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設 <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書〔原子炉冷却系統設備〕」による。 その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消火要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気水を水噴霧で覆い消火を行うために設置する。 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。 <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称		燃料取替用水ピット	容 量	m ³ /個	<input type="text"/> 以上(2,000)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	95	
名 称		燃料取替用水ピット												
容 量	m ³ /個	<input type="text"/> 以上(2,000)												
最高使用圧力	MPa	大気圧												
最高使用温度	℃	95												

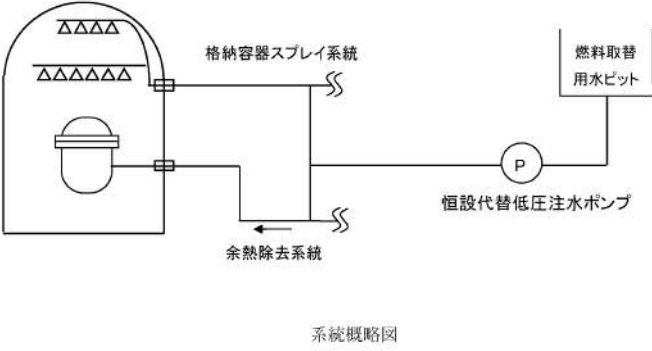
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <燃料取出前のミッドループ運転中における余熱除去機能喪失></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ：<input type="text"/> m³/h 事故後約 <input type="text"/> 分（<input type="text"/> 時間）以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価） <input type="text"/> m³ ÷ <input type="text"/> m³/h = 約 <input type="text"/> 時間（事故後約 <input type="text"/> 時間）</p> <p>○水源評価結果 事故後約 <input type="text"/> 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却＋再循環運転に移行することで対応可能。</p> <div data-bbox="257 810 913 1077"> <p>格納容器スプレイ系統</p> <p>燃料取替用水ピット</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ</p> <p>余熱除去系統</p> <p>系統概略図</p> </div> <div data-bbox="369 1294 824 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">容-2(2/8)</p> <div data-bbox="1182 272 1883 416" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> </div> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <燃料取出前のミッドループ運転中における全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ：<input type="text"/> m³/h 事故後約<input type="text"/>分<input type="text"/>時間以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価） <input type="text"/> m³÷<input type="text"/> m³/h=約<input type="text"/>時間(事故後約<input type="text"/>時間)</p> <p>○水源評価結果 事故後約<input type="text"/>時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却+再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p style="text-align: center;">系統概略図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗></p> <p>【格納容器注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ：<input type="text"/> m³/h 事象発生後約<input type="text"/>分（<input type="text"/>時間）時間以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピット水が枯渇するまでの時間評価） <input type="text"/> m³ ÷ <input type="text"/> m³/h = 約<input type="text"/>時間（事故後約<input type="text"/>時間） （なお、原子炉格納容器への注水総量は約<input type="text"/>時間までに可搬式代替低圧注水ポンプによる注水を開始し、約<input type="text"/>時間まで注水継続する。<input type="text"/> m³/h × <input type="text"/> h = 約<input type="text"/> m³）</p> <p>○水源評価結果 事象発生後約<input type="text"/>時間までに可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水及び<input type="text"/>時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に移行することにより対応可能。</p> <div data-bbox="257 826 891 1209" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">系統概略図</p> </div> <div data-bbox="369 1321 824 1353" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">容-2(4/8)</p> <div data-bbox="1187 284 1881 491" data-label="Text"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="1187 523 1881 699" data-label="Text"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="1187 730 1881 842" data-label="Text"> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="1187 874 1881 986" data-label="Text"> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイシステムを介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="1187 1018 1881 1114" data-label="Text"> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="1187 1145 1881 1209" data-label="Text"> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ビットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ビットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちのほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m³以上とする。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ビットを重大事故等時ににおいて代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{ m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ビットを重大事故等時ににおいて代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{ m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ビットを重大事故等時に使用する場合は、$\square \text{ m}^3$/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 $\square \text{ m}^3$/個を上回る2,000m^3/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ビットの最高使用圧力は、燃料取替用水ビットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ビットを重大事故等時に使用する場合は、燃料取替用水ビットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ビットの最高使用温度は、燃料取替用水ビットの通常運転温度が約30℃であるため、これを上回る温度として95℃とする。</p> <p>燃料取替用水ビットを重大事故等時に使用する場合は、燃料取替用水ビットの通常運転温度が約30℃であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30℃を上回る95℃とする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ビットの有効水量</p> </div> <p style="text-align: center;">\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p>3号機</p> <table border="1" data-bbox="253 304 952 547"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>送水車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/台</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、 []^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、 []^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>原動機の出力</td> <td>kW/台</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 (注1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへの注水） (注2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへのスプレイ） (注3) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値 (注4) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値 (注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注6) 公称値</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設定根拠】 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。 送水車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	名称		送水車	容量	m ³ /h/台	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、 [] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6)	吐出圧力	MPa	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、 [] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6)	最高使用圧力	MPa	[]	最高使用温度	℃	[]	原動機の出力	kW/台	[]	<p style="text-align: center;">容-6(1/12)</p> <table border="1" data-bbox="1176 371 1874 643"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型大型送水ポンプ車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、 []以上、[]以上、[]以上</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、 []以上、[]以上、[]以上</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>台</td> <td>4（予備2）</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td>272</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 (要 要) 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>系統構成は、可搬型注水設備としては海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> [] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	名称		可搬型大型送水ポンプ車	容量	m ³ /h/個	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、 []以上、[]以上、[]以上	吐出圧力	MPa	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、 []以上、[]以上、[]以上	最高使用圧力	MPa	1.6	最高使用温度	℃	40	個数	台	4（予備2）	原動機出力	kW/個	272	
名称		送水車																																							
容量	m ³ /h/台	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、 [] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6)																																							
吐出圧力	MPa	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、 [] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6)																																							
最高使用圧力	MPa	[]																																							
最高使用温度	℃	[]																																							
原動機の出力	kW/台	[]																																							
名称		可搬型大型送水ポンプ車																																							
容量	m ³ /h/個	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、 []以上、[]以上、[]以上																																							
吐出圧力	MPa	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、 []以上、[]以上、[]以上																																							
最高使用圧力	MPa	1.6																																							
最高使用温度	℃	40																																							
個数	台	4（予備2）																																							
原動機出力	kW/個	272																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）としては、海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで燃料損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる設計とする。</p> <p>送水車は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して原子炉周辺建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車、軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備と</p>	<p style="text-align: center;">容-6(2/12)</p> <p>るために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車にて送水し、可搬型スプレイノズルを介して燃料取扱建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための代替格納容器スプレイポンプ等の水源となる燃料取替用水ピット若しくは原子炉へ直接海水等を注水するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を接続することで、代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ海水等を補給し、若しくは格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ直接注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>して使用する送水率は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ海水を注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p>	<p style="text-align: center;">容-6(3/12)</p> <p>基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ビットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの通水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため燃料取替用水ビットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ビットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ビットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器二次側への注水手段の水源となる復水ビッドが枯渇した場合の重大事故等対処設備として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して復水ビッドへ水を補給できる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビッドの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ビッドが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクロ</p>	<p style="text-align: right;">容-6(4/12)</p> <p>系統構成は、使用済燃料ビッドから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ビッド水位が使用済燃料ビッド出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ビッド全面へスプレイすることにより使用済燃料ビッド内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は原子炉補機冷却水設備への送水とそれ以外の設備への送水のために2台必要であることから、保有数は4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 使用済燃料ビッドへ注水する場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビッドへ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ビッド水の小規模の漏えいによる水位低下について、使用済燃料ビッド入口配管からの漏えいの場合は、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ビッド出口配管からの漏えいの場合は、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮蔽基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ビッドの蒸発量 \square m³/h)を上回る容量として、\square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.2 使用済燃料ビッドへスプレイする場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビッドへスプレイする可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ビッドから大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水を行っても使用済燃料ビッド水位が使用済燃料ビッド出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ビッド全面にスプレイ又は大量の水を放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できることを添付資料21「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」にて確認しており、そのときの容量が \square m³/h/個であることが \square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.3 代替炉心注水を行う場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として伊心注水 \square m³/h/個</p> <p style="text-align: center;">\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ーリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレィ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>送水車の保有数量は、3号炉、4号炉それぞれ2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号炉及び4号炉共用の予備1台含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>送水車は、以下の機能を十分に発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットへの注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・使用済燃料ピットへのスプレィのための必要容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる炉心への注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・タービン補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水に必要な容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉格納容器内への注水のための必要容量を満足する設計とする。 <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上</p> <p>使用済燃料ピットへの注水容量については、重大事故等対策有効性評価の中で、想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）のシナリオにおいて最大必要容量は $\square \text{ m}^3/\text{h}$と評価しており、解析の結果、使用済燃料ピット内の燃料集合体の崩壊熱を除去できることが確認できていることから、これを上回る容量 $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットへの注水、仮設組立式水槽への補給及び復水ピットへの補給に同時使用することから、これを上回る容量 $\square \text{ m}^3/\text{h/台}$とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレィする場合の容量 $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレィ容量については、使用済燃料ピットスプレィヘッドにて、使用済燃料ピット全体に放水することができる流量である $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上とする。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 $\square \text{ m}^3/\text{h/台}$とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(5/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>時に海水等を原子炉へ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車は設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレィポンプの代替設備であることから、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレィポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である $\square \text{ m}^3/\text{h/個}$以上とする。</p> <p>1.4 燃料取替用水ピットへ補給を行う場合の容量 $\square \text{ m}^3/\text{h/個}$以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として他原子炉注水設備として炉心注水時に代替格納容器スプレィポンプの水源となる燃料取替用水ピットへ海水等を供給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレィポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である $\square \text{ m}^3/\text{h/個}$以上とする。</p> <p>1.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の容量 $\square \text{ m}^3/\text{h/個}$以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、原子炉補機冷却系統を介して高圧注入ポンプ、PASS及び格納容器再循環ユニットへ海水等を送水し、各補機類の冷却及び格納容器内を自然対流冷却する設備であることから、高圧注入ポンプ、PASSの冷却及び格納容器再循環ユニットを用いた格納容器自然対流冷却を行うために必要な容量である $\square \text{ m}^3/\text{h/個}$以上とする。</p> <p>1.6 補助給水ピットへ補給する場合の容量 $\square \text{ m}^3/\text{h/個}$以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として補助給水ピットへの補給を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、蒸気発生器2次側へ給水する補助給水ポンプの水源である補助給水ピットへ補給する設備であることから、補助給水ポンプの給水流量を確保できる容量である $\square \text{ m}^3/\text{h/個}$以上とする。</p> <p>1.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の容量 $\square \text{ m}^3/\text{h/個}$以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として格納容器スプレィ時に燃料取替用水ピットへ海水等を補給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車が設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレィポンプの水源である燃料取替用水ピットへ補給する設備であることから、代替格納容器スプレィポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量を確保できる容量である $\square \text{ m}^3/\text{h/個}$以上とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">相違理由</p>

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の容量 \square m³/h以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉へ注水する場合の容量 \square m³/h以上 <p>原子炉への注水容量の最大値については、重大事故等対策有効性評価の中で、中小LOCA(2インチ破断)+ECCS注入失敗の注水量が \square m³/hである。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 \square m³/h/台)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内へスプレイする場合の容量 \square m³/h以上 <p>格納容器へのスプレイ容量の最大値は、重大事故等対策有効性評価の中で、大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗の注水量が \square m³/hである。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 \square m³/h/台)とする。</p> <p>(4) 復水ビットへ補給する場合の容量 \square m³/h以上</p> <p>全交流電源喪失+RCP シール LOCA 時に必要となる復水ビットへの補給容量については、ストレステスト報告書および審査資料の中において、復水ビット水の枯渇後の崩壊熱に応じた水量として \square m³/h を設定しており、解析の結果、蒸気発生器による炉心冷却の健全性は確保されることが確認できている。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 \square m³/h/台)とする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>(1) 使用済燃料ビットへ注水する場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ビットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり \square MPaとなる。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>ホース圧力損失</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 \square MPa)の送水車で \square m³/hを注水可能な設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ビットへスプレイする場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ビットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)、スプレイヘッド必要圧力を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり \square MPaとなる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	ホース圧力損失	\square MPa	静水頭	\square MPa	合計	\square MPa	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(6/12)</p> <p>公称値については、本設備は使用済燃料ビットへの注水と燃料取替用水ビットへの補給、使用済燃料ビットへの注水と補助給水ビットへの補給、若しくは代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却をそれぞれ1台の可搬型大型送水ポンプ車で同時に供給することがあるため、同時に供給する最大容量である代替補機冷却と格納容器自然対流冷却を行う場合の \square m³/hを上回る \square m³/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>2.1 使用済燃料ビットへ注水する場合の吐出圧力 \square MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ビットへ注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に、同時送水を考慮して設定する。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td style="text-align: right;">約 \square MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">約 0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: right;">約 \square MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: right;">約 \square MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">約 \square MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、\square MPa以上とする。</p> <p>2.2 使用済燃料ビットへスプレイする場合の吐出圧力 \square MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ビットへスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td style="text-align: right;">約 \square MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">約 0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損 (スプレイノズル)</td> <td style="text-align: right;">約 \square MPa</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	水源と移送先の圧力差	約 \square MPa	静水頭	約 0.227MPa	機器圧損	約 \square MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約 \square MPa	合計	約 \square MPa	水源と移送先の圧力差	約 \square MPa	静水頭	約 0.227MPa	機器圧損 (スプレイノズル)	約 \square MPa	
ホース圧力損失	\square MPa																							
静水頭	\square MPa																							
合計	\square MPa																							
水源と移送先の圧力差	約 \square MPa																							
静水頭	約 0.227MPa																							
機器圧損	約 \square MPa																							
配管・ホース及び弁類圧損	約 \square MPa																							
合計	約 \square MPa																							
水源と移送先の圧力差	約 \square MPa																							
静水頭	約 0.227MPa																							
機器圧損 (スプレイノズル)	約 \square MPa																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">□</td> <td style="width: 20%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>スプレーヘッド必要圧力</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 (□ MPa) の送水車で □ m³/h をスプレー可能な設計とする。</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の吐出圧力 原子炉への注水又は原子炉格納容器内へスプレーする場合に使用する仮設組立式水槽への補給流量に対する必要吐出は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPa となる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">□</td> <td style="width: 20%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 (□ MPa) の送水車で □ m³/h を補給可能な設計とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の吐出圧力 復水ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPa となる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">□</td> <td style="width: 20%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 (□ MPa) の送水車で □ m³/h を補給可能な設計とする。</p> <p>3. 最高使用圧力 送水車で最大の必要吐出圧は □ MPa であり、消防法に適合する使用圧力 □ MPa 以下の □ MPa を最高使用圧力とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> </div> <td data-bbox="1052 159 1966 1450"> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(7/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約 □</td> <td style="width: 20%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約 □</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレーする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 □ MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 20%;">0.700MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.124MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 □ MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 20%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> </div> <td data-bbox="1966 159 2134 1450"></td> </td>	ホース圧力損失	□	MPa	静水頭	□	MPa	スプレーヘッド必要圧力	□	MPa	合計	□	MPa	ホース圧力損失	□	MPa	静水頭	□	MPa	合計	□	MPa	ホース圧力損失	□	MPa	静水頭	□	MPa	合計	□	MPa	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(7/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約 □</td> <td style="width: 20%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約 □</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレーする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 □ MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 20%;">0.700MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.124MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 □ MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 20%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> </div> <td data-bbox="1966 159 2134 1450"></td>	配管・ホース及び弁類圧損	約 □	MPa	合計	約 □	MPa	水源と移送先の圧力差	約	0.700MPa	静水頭	約	0.124MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合計	約	□ MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合計	約	□ MPa	
ホース圧力損失	□	MPa																																																																		
静水頭	□	MPa																																																																		
スプレーヘッド必要圧力	□	MPa																																																																		
合計	□	MPa																																																																		
ホース圧力損失	□	MPa																																																																		
静水頭	□	MPa																																																																		
合計	□	MPa																																																																		
ホース圧力損失	□	MPa																																																																		
静水頭	□	MPa																																																																		
合計	□	MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約 □	MPa																																																																		
合計	約 □	MPa																																																																		
水源と移送先の圧力差	約	0.700MPa																																																																		
静水頭	約	0.124MPa																																																																		
機器圧損	約	□ MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa																																																																		
合計	約	□ MPa																																																																		
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																																																																		
静水頭	約	0.295MPa																																																																		
機器圧損	約	□ MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa																																																																		
合計	約	□ MPa																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<div data-bbox="253 276 952 1139" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4. 最高使用温度 送水車の最高使用温度は、水源である海水の温度及び補給先である復水ビットの最高使用温度が <input type="text"/> Cであり、同仕様で設計し、<input type="text"/> Cとする。</p> <p>5. 原動機の出力 送水車の原動機出力は、消防法に適合した送水車を配備することから、その原動機出力が <input type="text"/> kWであり、原動機出力を <input type="text"/> kW以上とする。</p> </div> <div data-bbox="344 1171 875 1214" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<div data-bbox="1178 284 1877 1283" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">容-6(8/12)</p> <p>て燃料取替用水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉補機冷却水系統に送水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0.275MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.323MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.6 補助給水ビットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を補助給水ビットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮して設定する。</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.190MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> </div> <div data-bbox="1361 1299 1816 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa	静水頭	約	0.323MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合 計	約	<input type="text"/> MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.190MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合 計	約	<input type="text"/> MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa																														
静水頭	約	0.323MPa																														
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
合 計	約	<input type="text"/> MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.190MPa																														
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
合 計	約	<input type="text"/> MPa																														

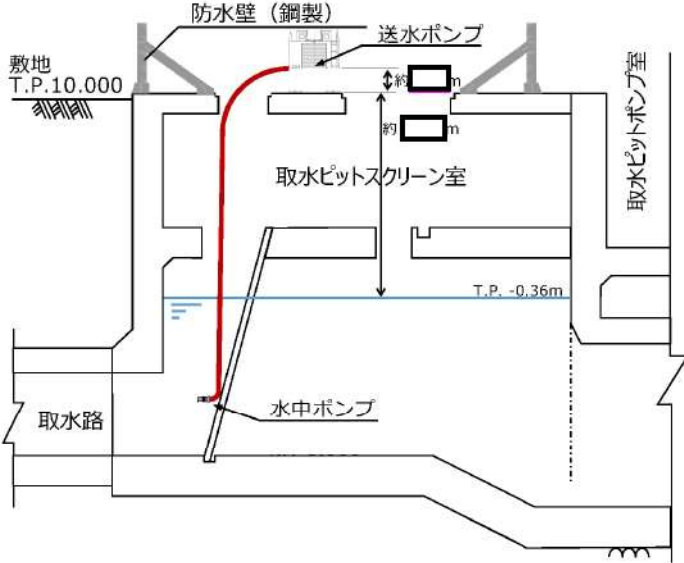
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: right;">容-6(9/12)</p> <p>2.7 燃料取替用水ビットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ビットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮し設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 <input type="text"/> MPaを上回る <input type="text"/> MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 ^(注1)</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電氣的に1.6MPaに制限していることから、その制限値である1.6MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 ^(注1)</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度 ^(注2)が40℃を下回るため40℃とする。</p> <p>5. 原動機出力</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の原動機出力は、流量 <input type="text"/> m³/h時の軸動力を基に設定する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の流量が <input type="text"/> m³/h、吐出圧力が <input type="text"/> MPa、そのときの同ポンプの必要軸動力は、メーカー設定値より <input type="text"/> kW/個とする。</p> <p><small>(注1) 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度を記載する。</small></p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	<input type="text"/> MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合計	約	<input type="text"/> MPa	
水源と移送先の圧力差	約	<input type="text"/> MPa															
静水頭	約	0.295MPa															
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa															
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa															
合計	約	<input type="text"/> MPa															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-6(10/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">以降の重大事故等時の最高使用圧力及び最高使用温度についても同様の記載とする。</p> <p>(注2) 海水の温度は、外気の温度である原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃（寿都特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃）を下回る。</p> </div>	

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: center;">容-6(11/12)</p> <p>参考 可搬型大型送水ポンプ車付属水中ポンプの揚程について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の水中ポンプにて取水し、車載の送水ポンプにて送水する構造である。</p> <p>容量設定根拠で示している吐出圧力は、送水ポンプ（送水側）によるものであることから、ここでは、可搬型大型送水ポンプ車付属の水中ポンプによって各取水場所から取水し、送水ポンプに送水できることを示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、動力消防ポンプ車の技術上の規格を定める省令（自治省令 24号）に準拠して製造されており、水中ポンプを用いず吸水（大気圧のみで水を吸い上げる）することが可能である。可搬型大型送水ポンプ車は、同省令第21条（ポンプの放水性能試験）で定める放水性能試験にて、吸水高さ3mの状態において定格容量を満足することを確認している。</p> <p>注水設備及び除熱設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差が最大となる3号炉取水ピットスクリーン室から送水ポンプへ取水する時でも、付属の水中ポンプを用いることにより最大取水量を満足する設計としている。</p> <p>放水性能試験時及び水中ポンプを用いた3号炉取水ピットスクリーン室からの最大取水時の有効吸込み水頭を第1表に示す。</p> <p>第1表に示すとおり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭 [] に対し、水中ポンプの定格揚程、最大取水時における取水ラインホースの圧力損失、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差等を考慮した場合の有効吸込み水頭は [] であり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭を上回っていることから、水中ポンプから送水ポンプへの送水が可能である。</p> <p>なお、水中ポンプは、水面下約5mに吊り下げられることから引き津波を考慮しても運転必要最低水位が常に確保されるため、水中ポンプにキャビテーションを発生させることなく、送水ポンプへ送水可能である。</p> <p style="text-align: center;">第1表 取水場所で供給可能な吸込み水頭</p> <table border="1" data-bbox="1160 1093 1892 1212"> <thead> <tr> <th>取水方法</th> <th>取水場所</th> <th>取水量 [m³/h]</th> <th>取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [a]</th> <th>ホースの圧力損失 [k]</th> <th>水中ポンプの定格揚程 [a]</th> <th>大気圧 [k]</th> <th>飽和蒸気圧力* [k]</th> <th>有効吸込み水頭 [a]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸水</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>3</td> <td>[]</td> <td>-</td> <td>10.3</td> <td>0.08 (水温5℃の値)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>付属水中ポンプ</td> <td>3号炉取水ピットスクリーン室</td> <td>187.8</td> <td>[]</td> <td>[]</td> <td>10</td> <td>10.3</td> <td>0.78 (水温40℃の値)</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*放水性能試験における水温の規定はないため、安全側に蒸気圧力を設定している。</p> <p style="text-align: center;">[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	取水方法	取水場所	取水量 [m³/h]	取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [a]	ホースの圧力損失 [k]	水中ポンプの定格揚程 [a]	大気圧 [k]	飽和蒸気圧力* [k]	有効吸込み水頭 [a]	吸水	-	300	3	[]	-	10.3	0.08 (水温5℃の値)	[]	付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.8	[]	[]	10	10.3	0.78 (水温40℃の値)	[]	
取水方法	取水場所	取水量 [m³/h]	取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [a]	ホースの圧力損失 [k]	水中ポンプの定格揚程 [a]	大気圧 [k]	飽和蒸気圧力* [k]	有効吸込み水頭 [a]																					
吸水	-	300	3	[]	-	10.3	0.08 (水温5℃の値)	[]																					
付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.8	[]	[]	10	10.3	0.78 (水温40℃の値)	[]																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(12/12)</p>  <p style="text-align: center;">第1図 可搬型大型送水ポンプ車の3号炉取水ピットスクリーン室上部配置図</p> <p style="text-align: center;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p> <table border="1" data-bbox="257 303 963 422"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>スプレイヘッド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>65A (注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 取り合うホースの呼び径を示す。</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインのスプレイヘッド送水用ホースと接続する可搬型配管である。</p> <p>重大事故等対処設備として送水車により使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋へスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、使用済燃料ピット（Aエリア及びBエリア）又は原子炉周辺建屋へスプレイするため、3号機及び4号機それぞれ1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号機共用）の合計6個を保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 □ MPa 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、送水車に接続されることから、送水車の最高使用圧力と同じ、□ MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 □℃ 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、送水車の最高使用温度と同じ、□℃とする。</p> <p>3. 外径（65A） 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、□ m³/h (注2)を通過するため、圧力損失を確認し、また、取り合う配管の呼び径に合わせた配管口径として65Aとする。</p> <p>(注2) スプレイヘッドの能力 □ m³/h (分岐管下流の流量 □ m³/h)</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称		スプレイヘッド	最高使用圧力	MPa	□	最高使用温度	℃	□	外 径	mm	65A (注1)	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">容-13(1/1)</p> <table border="1" data-bbox="1176 303 1881 454"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型スプレイノズル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>個</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概 要)</p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインホースと接続する可搬型配管であり、重大事故等対処設備として可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ピットへスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、A、B-使用済燃料ピットへスプレイするため、□ □ 保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、□ □ とする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、□ □ とする。</p> <p>3. 外径 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、使用済燃料ピット全面にスプレイでき、定格流量である□ m³/hを送水する際に可搬型大型送水ポンプ車にて十分に送水可能な圧力損失であり、完成品として選定可能な外径（呼称）として□ mmとする。</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称		可搬型スプレイノズル	最高使用圧力	MPa	□	最高使用温度	℃	□	個 数	個	□	外 径	mm	□	
名 称		スプレイヘッド																											
最高使用圧力	MPa	□																											
最高使用温度	℃	□																											
外 径	mm	65A (注1)																											
名 称		可搬型スプレイノズル																											
最高使用圧力	MPa	□																											
最高使用温度	℃	□																											
個 数	個	□																											
外 径	mm	□																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[]</td> <td>[] (B1)~[] (B1)</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>以上 [] (B1)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公称値</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p> </div>	名 称		大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）		容 量	m ³ /h/個	[]	[] (B1)~[] (B1)	吐 出 圧 力	MPa	[]	以上 [] (B1)	最高使用圧力	MPa	[]	[]	最高使用温度	℃	[]	[]	原 動 機 出 力	kW/個	[]	[]	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-14(1/4)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">可搬型大容量海水送水ポンプ車</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>HS900N</th> <th>HS1200</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[] 以上</td> <td>[] 以上</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>以上 []</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>（概 要）</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型大型送水ポンプ車においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を供給するため設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋へ放水できる設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	名 称		可搬型大容量海水送水ポンプ車				HS900N	HS1200	容 量	m ³ /h/個	[] 以上	[] 以上	吐 出 圧 力	MPa	[]	以上 []	最高使用圧力	MPa	[]	[]	最高使用温度	℃	[]	[]	個 数	台	[]	[]	原 動 機 出 力	kW/個	[]	[]	
名 称		大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）																																																								
容 量	m ³ /h/個	[]	[] (B1)~[] (B1)																																																							
吐 出 圧 力	MPa	[]	以上 [] (B1)																																																							
最高使用圧力	MPa	[]	[]																																																							
最高使用温度	℃	[]	[]																																																							
原 動 機 出 力	kW/個	[]	[]																																																							
名 称		可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																								
		HS900N	HS1200																																																							
容 量	m ³ /h/個	[] 以上	[] 以上																																																							
吐 出 圧 力	MPa	[]	以上 []																																																							
最高使用圧力	MPa	[]	[]																																																							
最高使用温度	℃	[]	[]																																																							
個 数	台	[]	[]																																																							
原 動 機 出 力	kW/個	[]	[]																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">容-14(2/4)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより、複数の方向から燃料取扱建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、定格容量 \square m³/h/個、吐出圧力 \square MPaの水中ポンプにて海水を取りし、うず巻形ポンプまで送水する設計とし、2個直列に設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、3号炉及び4号炉で1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 \square m³/h/個以上 \square m³/h/個～ \square m³/h/個)</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、最大放水量となる3号機と4号機の両方に同時に原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、放射性物質の拡散を抑制するため、第1図の性能曲線に示すとおり、\square m³/hで放水（直線状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、大容量ポンプ（放水砲用）の容量は1台で3号機と4号機の両方に同時に放水する場合の容量である \square m³/h以上とする。また、原子炉周辺建屋等に放水する場合は、噴霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin: 5px 0;"></div> <p>なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大容量 \square m³/h/個を満足するものとして、定格容量 \square m³/h/個～ \square m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 \square MPa以上 \square MPa)</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時ににおいて使用する場合の揚程は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">容-14(3/4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、\square 保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は原子炉格納容器又は燃料取扱建屋等に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲を用いて \square m³/hで放水（棒状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は1台で原子炉格納容器に放水する場合の容量である \square m³/h以上とする。また、燃料取扱建屋等に放水する場合は、霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <p>なお、泡消火時に必要な容量は、国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアルに規定されている容量である \square</p> <p>公称値については、要求される最大容量 \square m³/h/個を上回る \square</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>以上より、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は \square MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 \square MPaとする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時ににおいて使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電氣的に \square 制限していることから、その制限値である \square MPaとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号	相違理由																								
<div data-bbox="257 279 963 678"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間合計</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計、B区間合計のうち大きい値</td> <td>MPa</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="291 702 963 790"> <p>以上より、大容量ポンプ（放水砲用）の揚程は約 MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大揚程約 MPaを満足するものとして定格揚程、 MPaとする。</p> </div> <div data-bbox="280 821 896 1173"> </div> <div data-bbox="358 1284 862 1324"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	項目	圧力損失 (MPa)	A区間		移送先圧力	MPa	静水頭	MPa	配管・ホース及び弁類圧損	MPa	A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)	MPa	B区間		移送先圧力	MPa	機器圧損	MPa	配管・ホース及び弁類圧損	MPa	B区間合計	MPa	A区間合計、B区間合計のうち大きい値	MPa	<div data-bbox="1747 231 1881 263"> <p>容-14(4/4)</p> </div> <div data-bbox="1164 279 1881 1117"> <p>4. 最高使用温度 可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時に使用する場合の温度は、 MPaとする。</p> <p>5. 原動機出力 可搬型大容量海水送水ポンプ車の原動機出力は、定格流量点 MPa MPaでの軸動力を考慮し、 MPaとする。</p> </div> <div data-bbox="1366 1300 1848 1332"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	
項目	圧力損失 (MPa)																									
A区間																										
移送先圧力	MPa																									
静水頭	MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	MPa																									
A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)	MPa																									
B区間																										
移送先圧力	MPa																									
機器圧損	MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	MPa																									
B区間合計	MPa																									
A区間合計、B区間合計のうち大きい値	MPa																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="257 279 963 574" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="470 582 761 606" data-label="Caption"> <p>第1図 容量 [] m³/hにおける性能曲線</p> </div> <div data-bbox="257 662 963 1021" data-label="List-Group"> <ol style="list-style-type: none"> 3. 最高使用圧力 ([] MPa) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の送水ポンプの最高使用圧力は、締切圧力が [] MPaであることから、 [] MPaとする。 4. 最高使用温度 ([] C) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が [] Cを下回するため [] Cとする。 5. 原動機出力 ([] kW～ [] kW) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、定格流量点（容量： [] m³/h～ [] m³/h、吐出圧力： [] MPa）での軸動力を考慮し、 [] kW～ [] kWとする。 </div> <div data-bbox="358 1045 862 1085" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<div style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</div> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="3">放水砲 (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">1.2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>220</td> <td>216.3</td> <td>318.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する放水砲(3・4号機共用)は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>放水砲は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアーユラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	名 称		放水砲 (3・4号機共用)			最高使用圧力	MPa	1.2			最高使用温度	℃	□			外 径	mm	220	216.3	318.5	<div style="text-align: center;">泊発電所3号炉</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">容-15(1/1)</div> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="3">放水砲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>（概 要）</p> <p>本配管は、可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲用□ホースを介して接続される配管であり、重大事故等対処設備として可搬型大容量海水送水ポンプ車により原子炉格納容器及びアーユラス部又は燃料取扱建屋へ海水を放水するために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、□</p> <p>□</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最高使用圧力 本配管を重大事故等時に使用する場合の圧力は□ <p>□</p> 2. 最高使用温度 本配管を重大事故等時に使用する場合の温度は□ <p>□</p> 3. 外径 本配管を重大事故等時に使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績を参考に圧力損失上許容でき、かつ取り合うホースの呼び径に合わせ、完成品として選定可能な外径を選定する。取り合うホースの外径は□であることから、本配管の取り合い部の外径は□とし、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水するために圧力損失上許容可能な外径として□、及び□を選定する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	名 称		放水砲			最高使用圧力	MPa	□			最高使用温度	℃	□			個 数	台	□			外 径	mm	□	□	□	
名 称		放水砲 (3・4号機共用)																																													
最高使用圧力	MPa	1.2																																													
最高使用温度	℃	□																																													
外 径	mm	220	216.3	318.5																																											
名 称		放水砲																																													
最高使用圧力	MPa	□																																													
最高使用温度	℃	□																																													
個 数	台	□																																													
外 径	mm	□	□	□																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 277 969 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>放水砲の保有数は、3・4号機同時放水を想定し1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="266 276 969 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 最高使用圧力 (1.2MPa) 放水砲を重大事故等時に使用する場合の最高使用圧力は、メーカーが規定する使用圧力である1.2MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (<input type="text"/> °C) 放水砲を重大事故等時に使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が <input type="text"/> °Cを下回るため <input type="text"/> °Cとする。</p> <p>3. 外径 (220mm、216.3mm、318.5mm) 放水砲を重大事故等時に使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績に基づき定めた標準流速における流量が当該配管に要求される設計流量を上回るものとして決定する。 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。</p> <p>3.1 外径 220mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、 <input type="text"/> m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、220mmとする。</p> <p>3.2 外径 216.3mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、 <input type="text"/> m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、216.3mm (8B) とする。</p> <p>3.3 外径 318.5mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、 <input type="text"/> m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、318.5mm (12B) とする。</p> <p>(注1) 大容量ポンプが供給する放水海水流量 <input type="text"/> m³/h</p> </div> <div data-bbox="344 1270 866 1310" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>第1表 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼び計</th> <th>外径</th> <th>厚さ</th> <th>内径</th> <th>標準流速</th> <th>標準流速^(注2) における流量</th> </tr> <tr> <th>(B)</th> <th>A (mm)</th> <th>B (mm)</th> <th>C (mm)</th> <th>D (m/s)</th> <th>E (m³/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>34.0</td><td>3.0</td><td>28.0</td><td rowspan="10" style="border: 2px solid black;"></td><td rowspan="10" style="border: 2px solid black;"></td></tr> <tr><td>2</td><td>60.5</td><td>3.5</td><td>53.5</td></tr> <tr><td>2 1/2</td><td>76.3</td><td>3.5</td><td>69.3</td></tr> <tr><td>3</td><td>89.1</td><td>4.0</td><td>81.1</td></tr> <tr><td>4</td><td>114.3</td><td>4.0</td><td>106.3</td></tr> <tr><td>6</td><td>165.2</td><td>5.0</td><td>155.2</td></tr> <tr><td>8</td><td>216.3</td><td>6.5</td><td>203.3</td></tr> <tr><td>10</td><td>267.4</td><td>6.5</td><td>254.4</td></tr> <tr><td>12</td><td>318.5</td><td>6.5</td><td>305.5</td></tr> </tbody> </table> <p>(注2) 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。</p> $C = A - 2B$ $E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1,000} \right)^2$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	呼び計	外径	厚さ	内径	標準流速	標準流速 ^(注2) における流量	(B)	A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (m/s)	E (m ³ /h)	1	34.0	3.0	28.0			2	60.5	3.5	53.5	2 1/2	76.3	3.5	69.3	3	89.1	4.0	81.1	4	114.3	4.0	106.3	6	165.2	5.0	155.2	8	216.3	6.5	203.3	10	267.4	6.5	254.4	12	318.5	6.5	305.5		
呼び計	外径	厚さ	内径	標準流速	標準流速 ^(注2) における流量																																															
(B)	A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (m/s)	E (m ³ /h)																																															
1	34.0	3.0	28.0																																																	
2	60.5	3.5	53.5																																																	
2 1/2	76.3	3.5	69.3																																																	
3	89.1	4.0	81.1																																																	
4	114.3	4.0	106.3																																																	
6	165.2	5.0	155.2																																																	
8	216.3	6.5	203.3																																																	
10	267.4	6.5	254.4																																																	
12	318.5	6.5	305.5																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="259 304 965 424"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>仮設組立式水槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m³/基</td> <td>□ (注2)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>—</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等時における使用時の値 (注2) 公称値</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する仮設組立式水槽は、以下の機能を有する。 <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングの</p> <div data-bbox="367 1289 869 1334" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名 称		仮設組立式水槽	容 量 (注1)	m ³ /基	□ (注2)	最高使用圧力 (注1)	—	□	最高使用温度 (注1)	℃	□		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称		仮設組立式水槽												
容 量 (注1)	m ³ /基	□ (注2)												
最高使用圧力 (注1)	—	□												
最高使用温度 (注1)	℃	□												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1230" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>スプレインゾルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ビットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレインゾルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="264 276 965 1142" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽の保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2基、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1基の合計5基（3号機及び4号機共用の予備1基を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 <input type="text" value=""/> m³/基</p> <p>仮設組立式水槽は、以下の機能を発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの水源としての貯水槽であり、可搬式代替低圧注水ポンプにおける最大注水量の <input type="text" value=""/> m³/hの容量に対し、貯水槽に海水を連続的に補給する送水車からの補給量は <input type="text" value=""/> m³/hと注水量を上回っている。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの運転に支障がないよう十分な余裕を持った <input type="text" value=""/> m³容量とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 <input type="text" value=""/></p> <p>仮設組立式水槽の最高使用圧力は、大気開放式の貯水槽であることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 <input type="text" value=""/> °C</p> <p>仮設組立式水槽の最高使用温度は、送水車により海水を受け入れる大気開放式の貯水槽であり、送水車の最高使用温度と同じ <input type="text" value=""/> °Cとする。</p> </div> <div data-bbox="360 1177 864 1222" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>特回みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="257 303 963 486"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>恒設代替低圧注水ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m³/h/個</td> <td>110 以上、130 以上 (注2) (150 (注3))</td> </tr> <tr> <td>揚 程 (注1)</td> <td>m</td> <td>□ 以上、□ 以上 (注2) (150 (注3))</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等時における使用時の値 (注2) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注3) 公称値</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に燃料取替用水ビット又は復水ビットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器メブレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することにより炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて溶融炉心の原子炉容器下部への落下を遅延・防止することで原子炉格納容器の損傷を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要と</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	名 称		恒設代替低圧注水ポンプ	容 量 (注1)	m ³ /h/個	110 以上、130 以上 (注2) (150 (注3))	揚 程 (注1)	m	□ 以上、□ 以上 (注2) (150 (注3))	最高使用圧力 (注1)	MPa	□	最高使用温度 (注1)	℃	95	原 動 機 出 力	kW/個	□		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称		恒設代替低圧注水ポンプ																		
容 量 (注1)	m ³ /h/個	110 以上、130 以上 (注2) (150 (注3))																		
揚 程 (注1)	m	□ 以上、□ 以上 (注2) (150 (注3))																		
最高使用圧力 (注1)	MPa	□																		
最高使用温度 (注1)	℃	95																		
原 動 機 出 力	kW/個	□																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とした恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次系冷却材喪失事象時において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内に注水し、代替格納容器スプレイ水が格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を經由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水することにより原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの設置個数は、1個とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注水する場合の容量（110m³/h/個以上）</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要事故シナシスのうち、中破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故のうち破断口が小さい場合</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

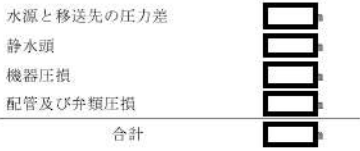

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気逃がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が110m³/hのため110m³/h/個以上とする。</p> <p>1.2. 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量（130m³/h/個以上）</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要事故シーケンスのうち、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は復水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の放射性物質濃度及び圧力を低下させるために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、130m³/hの流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の放射性物質濃度を低下させるために、エアロゾル除去効果が確認されているスプレイ液滴径を満足し、格納容器過圧破損事象において原子炉格納容器内の最高圧力が0.43MPaとなり、また、格納容器過温破損事象において原子炉格納容器内の最高温度が144℃となることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、放射性物質濃度を低下させ、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である流量130m³/h/個以上を当該ポンプの容量とする。</p> <p>公称値については、要求される最大容量130m³/hを上回る150m³/h/個とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程（<input type="text" value="15"/>m以上）</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p><input type="text" value="格納容器の範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。"/></p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、1次冷却材圧力0.7MPaについては、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は <input type="text"/> m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 (<input type="text"/> m以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は <input type="text"/> m以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大揚程 <input type="text"/> mを上回る150mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (<input type="text"/> MPa)</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時に使用する場合の圧力は、ポンプ締切点の揚程1.55MPaおよび静水頭を考慮し、<input type="text"/> MPaとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1050" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4. 最高使用温度 (95℃) 恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時に使用する場合は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ、95℃とする。</p> <p>5. 原動機出力 <input type="text"/>kW/個) 恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 恒設代替低圧注水ポンプの定格容量150m³/h、定格揚程150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり <input type="text"/>kWとなる。</p> <div data-bbox="295 523 676 906" style="border: 2px solid black; height: 240px; width: 170px; margin: 10px auto;"></div> <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002))</p> <p>以上より、恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、必要軸動力112kwを上回る <input type="text"/>kW/個とする。</p> </div> <div data-bbox="349 1066 842 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>3号機</p> <table border="1" data-bbox="264 308 965 488"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬式代替低圧注水ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m³/h/台</td> <td>110 以上 (注2)、130 以上 (注3) (150 (注4))</td> </tr> <tr> <td>揚 程 (注1)</td> <td>m</td> <td>□ 以上 (注2)、□ 以上 (注3) (150 (注4))</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等時における使用時の値 (注2) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値 (注3) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注4) 公称値</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。 <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注水ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の取束に必要な水源とは別に、重大事故等の取束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <div data-bbox="365 1305 846 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名 称		可搬式代替低圧注水ポンプ	容 量 (注1)	m ³ /h/台	110 以上 (注2)、130 以上 (注3) (150 (注4))	揚 程 (注1)	m	□ 以上 (注2)、□ 以上 (注3) (150 (注4))	最高使用圧力 (注1)	MPa	□	最高使用温度 (注1)	℃	40	原 動 機 出 力	kW/個	□		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称		可搬式代替低圧注水ポンプ																		
容 量 (注1)	m ³ /h/台	110 以上 (注2)、130 以上 (注3) (150 (注4))																		
揚 程 (注1)	m	□ 以上 (注2)、□ 以上 (注3) (150 (注4))																		
最高使用圧力 (注1)	MPa	□																		
最高使用温度 (注1)	℃	40																		
原 動 機 出 力	kW/個	□																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1286" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、余熱除去系を介して、原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイングのスプレイノズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="371 1299 824 1327" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレインズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号機及び4号機共用の予備1台を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉容器に注水する場合の容量（110m³/h以上）</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている原子炉への注入流量である110m³/h/台以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量（130m³/h以上）</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量である130m³/h/台以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大容量130m³/h/台を満足するものとして定格容量150m³/h/台とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1原子炉に注水する場合の揚程 □m以上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="425 391 795 550"> <tr><td>水源と移送先の圧力差</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>静水頭</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>機器圧損</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>配管・ホース及び弁類圧損</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>合計</td><td>□ m</td></tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、□ m以上とする。</p> <p>2.3 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 (□ m以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="425 837 795 997"> <tr><td>水源と移送先の圧力差</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>静水頭</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>機器圧損</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>配管・ホース及び弁類圧損</td><td>□ m</td></tr> <tr><td>合計</td><td>□ m</td></tr> </table> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、□ m以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大揚程□ mを満足するものとして余裕を考慮し、定格揚程が150mのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa)</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合圧力は、ポンプ締切圧力</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	水源と移送先の圧力差	□ m	静水頭	□ m	機器圧損	□ m	配管・ホース及び弁類圧損	□ m	合計	□ m	水源と移送先の圧力差	□ m	静水頭	□ m	機器圧損	□ m	配管・ホース及び弁類圧損	□ m	合計	□ m		
水源と移送先の圧力差	□ m																					
静水頭	□ m																					
機器圧損	□ m																					
配管・ホース及び弁類圧損	□ m																					
合計	□ m																					
水源と移送先の圧力差	□ m																					
静水頭	□ m																					
機器圧損	□ m																					
配管・ホース及び弁類圧損	□ m																					
合計	□ m																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>が <input type="text"/> MPaであり、当該ポンプを使用する系統においては、弁等により他の系統と隔離しており、当該ポンプの他に加圧要因がないことから <input type="text"/> MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度（40℃） 可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合は、水源である海水の温度が40℃を下回るため40℃とする。</p> <p>5. 原動機出力（<input type="text"/> kW/個） 可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 可搬式代替低圧注水ポンプの流量が150m³/h、揚程が150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり <input type="text"/> kWとなる。</p> <div data-bbox="282 639 689 1023" style="border: 1px solid black; height: 240px; width: 182px; margin: 10px 0;"></div> <p>（参考文献：「ターボポンプ用語」（JIS B 0131-2002）） 以上より、可搬式代替低圧注水ポンプの原動機出力は <input type="text"/> kW/個とする。</p> <div data-bbox="376 1110 846 1139" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<table border="1" data-bbox="262 308 965 395"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2（予備1）^(注1)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="622 403 949 426">(注1) 3号及び4号炉共用の予備1台。</p> <p data-bbox="266 434 418 456">【設 定 根 拠】</p> <p data-bbox="284 462 958 604">設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損等を防止するために必要な電力を確保できる設備を設ける。また、必要な容量を賄うことができる設備を1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p data-bbox="268 643 344 663">1. 容量</p> <p data-bbox="284 671 958 810">電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は設計基準事故対処設備の機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止するために必要な可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に十分な容量を有する設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に必要な負荷容量は132kWであり、十分な余裕をみて発電機の出力は488kWを選定し、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq P / p.f = 488 / 0.8 = 610$ <p data-bbox="344 906 584 928">Q : 発電機の容量 (kVA)</p> <p data-bbox="344 938 647 960">P : 発電機の出力 (kW) = 488</p> <p data-bbox="344 970 557 992">p.f : 力率 = 0.8</p>	名 称		電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	個 数	—	2（予備1） ^(注1)	容 量	kVA/個	610		<p data-bbox="1973 172 2069 194">設備の相違</p> <p data-bbox="1973 204 2119 226">設備構成の相違</p> <p data-bbox="1973 236 2119 258">により比較対象</p> <p data-bbox="1973 268 2047 290">資料なし</p>
名 称		電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）									
個 数	—	2（予備1） ^(注1)									
容 量	kVA/個	610									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="259 306 965 488"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>大容量ポンプ（3・4号機共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[] []</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>[] []</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="259 523 405 544">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="277 555 920 603" style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する大容量ポンプ（3・4号機共用）は、以下の機能を有する。 <p data-bbox="277 643 965 722">大容量ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準対象施設が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p data-bbox="277 730 965 866">系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時又は運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレートパイプ配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、B高圧注入ポンプの代替補機冷却を行うことで代替再循環運転を行い、原子炉を冷却する設計とする。</p> <p data-bbox="277 906 965 1018">大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p data-bbox="277 1026 965 1225">系統構成は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象を想定し、A、B海水ストレートパイプ配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介してA、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却及びB高圧注入ポンプの代替補機冷却を行うことで、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止する設計とする。</p> <div data-bbox="342 1297 853 1329" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名 称		大容量ポンプ（3・4号機共用）	容 量	m ³ /h/個	[] []	吐 出 圧 力	MPa	[] []	最 高 使 用 圧 力	MPa	[]	最 高 使 用 温 度	℃	[]	原 動 機 出 力	kW/個	[]		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称		大容量ポンプ（3・4号機共用）																		
容 量	m ³ /h/個	[] []																		
吐 出 圧 力	MPa	[] []																		
最 高 使 用 圧 力	MPa	[]																		
最 高 使 用 温 度	℃	[]																		
原 動 機 出 力	kW/個	[]																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1286" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介して、A、B格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却を行うことで原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止するための設備のうち、格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための設備として設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプによりサンプリングガスの冷却として、原子炉補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とし、大容量ポンプは、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。</p> <p>なお、大容量ポンプは、定格容量 m³/h/個、吐出圧力 MPaの水中ポンプにて海水を取水し、うず巻式ポンプまで送水する設計とし、水中ポンプは2個設置する。</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の保有数は、3・4号機で2セット2台、予備1台の合計3台を分散して保管する。</p> </div> <div data-bbox="360 1318 869 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<div data-bbox="264 277 965 1270" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 容量</p> <p>1.1 容量 $\square \text{ m}^3/\text{h}$/個以上 ($\square \text{ m}^3/\text{h}$/個)</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の容量は、各機器に供給する冷却海水流量を基に設定する。大容量ポンプ（3・4号機共用）が供給する冷却海水流量は、第1表に示すとおり通水流量の合計が $\square \text{ m}^3/\text{h}$となる。</p> <p>以上より、大容量ポンプの容量はこれを上回る容量として、$\square \text{ m}^3/\text{h}$個とする。</p> <p style="text-align: center;">第1表 必要冷却海水流量</p> <table border="1" data-bbox="286 517 936 727"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器</th> <th colspan="2">3号機</th> <th colspan="2">4号機</th> </tr> <tr> <th>設計冷却海水流量</th> <th>台数</th> <th>設計冷却海水流量</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器再循環ユニット</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>2</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ(海水冷却)</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>1</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ガスサンプル冷却器</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>1</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>冷却海水流量の合計</td> <td colspan="2">$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td colspan="2">$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、公称値については、大容量ポンプに要求される最大容量 $\square \text{ m}^3/\text{h}$個を満足するものとして、定格容量 $\square \text{ m}^3/\text{h}$個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 $\square \text{ MPa}$以上 $\square \text{ MPa}$)</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は、再循環ユニットへの海水通水ラインの静水頭差、ライン圧力損失等を基に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="318 967 909 1118"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライン損失 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)</td> <td>\square (注1)</td> </tr> <tr> <td>静水頭差 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)</td> <td>\square (注2)</td> </tr> <tr> <td>再循環ユニット出口背圧確保 (沸騰防止)</td> <td>\square (注3)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>\square</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 配管圧損は、最大の圧損にて評価 (注2) 大容量ポンプをE.L. $\square \text{ m}$に設置した場合の評価 (注3) 格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）における格納容器雰囲気温度の最高値（約 $\square \text{ }^\circ\text{C}$）が冷却水に全て伝熱すると仮定しての飽和蒸気圧力を沸騰防止圧力として適用</p> <div data-bbox="344 1337 853 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> </div>	機器	3号機		4号機		設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数	格納容器再循環ユニット	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2	高圧注入ポンプ(海水冷却)	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	ガスサンプル冷却器	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	冷却海水流量の合計	$\square \text{ m}^3/\text{h}$		$\square \text{ m}^3/\text{h}$		項目	圧力損失 (MPa)	ライン損失 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)	\square (注1)	静水頭差 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)	\square (注2)	再循環ユニット出口背圧確保 (沸騰防止)	\square (注3)	合計	\square		
機器		3号機		4号機																																					
	設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数																																					
格納容器再循環ユニット	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2																																					
高圧注入ポンプ(海水冷却)	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1																																					
ガスサンプル冷却器	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1																																					
冷却海水流量の合計	$\square \text{ m}^3/\text{h}$		$\square \text{ m}^3/\text{h}$																																						
項目	圧力損失 (MPa)																																								
ライン損失 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)	\square (注1)																																								
静水頭差 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)	\square (注2)																																								
再循環ユニット出口背圧確保 (沸騰防止)	\square (注3)																																								
合計	\square																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 276 965 810" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>以上より、大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は□MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプに要求される吐出圧力□MPaを満足するものとして、定格圧力が□MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力（□MPa） 大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、ポンプ吐出圧力を電氣的に□MPaに制限していることから、その制限値である□MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度（□℃） 大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、水源である海水の温度を上回る□℃とする。</p> <p>5. 原動機出力（□kW） 大容量ポンプ（3・4号機共用）の原動機出力は、定格流量点（容量：□³/h、吐出圧力：□MPa）での軸動力を考慮し、□kWとする。</p> </div> <div data-bbox="344 1353 853 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-2 配置図 3号炉</p>	<p>56-6 接続図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1364" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1131 271 1870 1284" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1176 1316 1848 1348" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給） </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1361" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1369 822 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="927 1374 994 1394" style="text-align: right; margin-top: 10px;">56-2-12</div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 196 1003 1361" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1369 815 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-14

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1361" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1137 279 1870 1284" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1214 1321 1809 1343" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 図56-6-2 接続図（代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却及び水素濃度監視） </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 197 1008 1359" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 368px;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1137 245 1877 1279" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1330 1321 1697 1348" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 図56-6-3 接続図（使用済燃料ピットへの注水） </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 196 1008 1361" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="371 1369 819 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-18

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1131 223 1870 1284" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1332 1316 1691 1348" style="text-align: center;"> 図56-6-4 接続図（使用済燃料ピットへの注水） </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 197 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 369px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1369 822 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-19

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1361" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-20

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 369px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="931 1374 994 1394" style="text-align: right; margin-top: 10px;">56-2-21</div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 197 1008 1361" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="371 1369 819 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1131 228 1877 1305" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1144 1321 1888 1366" style="text-align: center;"> <p>図56-6-5 接続図（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図56-6-6 接続図（放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 369px;"></div> <div data-bbox="371 1369 822 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-11

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="931 1374 994 1393" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 56-2-13 </div>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-2 配置図 3号炉</p>	<p>56-7 保管場所図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 回搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用） 原子炉補助建屋からの離隔距離※ <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋又は2次系給水タンクのうち、可搬型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表として記載している。 ※1：故障時のバックアップ ※2：保守点検による停機時以外のバックアップ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>原子炉補助建屋からの離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>n</td> <td>約130m※</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫車庫エリア</td> <td>n</td> <td>約560m※</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>α</td> <td>約30m</td> </tr> <tr> <td>原3号炉管理道路踏道側60mエリア</td> <td>α</td> <td>約340m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：?設備あるうち、最短距離を記載</p> <p>#3：3号炉 R/B：原子炉建屋 A/B：原子炉補助建屋 DG/B：ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離	2号炉東側31mエリア(a)	n	約130m※	51m倉庫車庫エリア	n	約560m※	2号炉東側31mエリア(b)	α	約30m	原3号炉管理道路踏道側60mエリア	α	約340m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離															
2号炉東側31mエリア(a)	n	約130m※															
51m倉庫車庫エリア	n	約560m※															
2号炉東側31mエリア(b)	α	約30m															
原3号炉管理道路踏道側60mエリア	α	約340m															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>保管場所</p> <table border="1"> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>2号炉東側31mエリア</td> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> </tr> <tr> <td>5m倉庫・車庫エリア</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側3mエリア(a)</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側3mエリア(b)</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側3mエリア(c)</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </table> <p>※1：設備時のバックアップ ※2：保守点検による作動除外時のバックアップ</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用） 設備同士の離隔距離 <p>※1：設備時のバックアップ ※2：保守点検による作動除外時のバックアップ</p> <p>※：各保管場所に設置される設備のうち、異相距離を記載</p> <p>#3：3号炉 R/B：原子炉建屋 A/B：原子炉補助建屋 DG/B：ディーゼル発電機建屋</p>	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア	2号炉東側31mエリア(b)	2号炉東側31mエリア(b)	5m倉庫・車庫エリア	〃	〃	〃	2号炉東側3mエリア(a)	〃	〃	〃	2号炉東側3mエリア(b)	〃	〃	〃	2号炉東側3mエリア(c)	〃	〃	〃	
2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア	2号炉東側31mエリア(b)	2号炉東側31mエリア(b)																			
5m倉庫・車庫エリア	〃	〃	〃																			
2号炉東側3mエリア(a)	〃	〃	〃																			
2号炉東側3mエリア(b)	〃	〃	〃																			
2号炉東側3mエリア(c)	〃	〃	〃																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大容量海水送水ポンプ車 泡混合設備（他条文設備） 放水砲（他条文設備） 原子炉補助建屋からの離隔距離 <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼルの発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <table border="1" data-bbox="1675 901 1749 1337"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>原子炉補助建屋からの離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>予備</td> <td>約540m</td> </tr> <tr> <td>1. 2号炉北側3mエリア</td> <td>予備</td> <td>約250m</td> </tr> </tbody> </table> <p>#3：3号炉 R/B：原子炉建屋 A/B：原子炉補助建屋 DG/B：ディーゼルの発電機建屋</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離	51m倉庫・車庫エリア	予備	約540m	1. 2号炉北側3mエリア	予備	約250m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離									
51m倉庫・車庫エリア	予備	約540m									
1. 2号炉北側3mエリア	予備	約250m									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> （赤）：保管場所 （青）：可搬型大容量海水送水ポンプ車 （黄）：泡混合設備（他条文設備） （緑）：放水砲（他条文設備） （双頭矢印）：設備同士の離隔距離 <table border="1" data-bbox="1680 766 1780 1340"> <tr> <td>保管場所</td> <td>5.1m倉庫車庫エリア</td> <td>1. 2号炉北側</td> <td>3.1mエリア</td> </tr> <tr> <td>分種</td> <td>予備</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>予備</td> <td></td> <td>約260m</td> <td></td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 R/B : 原子炉建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	5.1m倉庫車庫エリア	1. 2号炉北側	3.1mエリア	分種	予備		—	予備		約260m		
保管場所	5.1m倉庫車庫エリア	1. 2号炉北側	3.1mエリア											
分種	予備		—											
予備		約260m												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>56-8 アクセスルート図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>保管場所及びアクセスルート図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1128 209 1809 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1809 651 1832 847" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">地震時のアクセスルート図</div> <div data-bbox="1417 1321 1906 1342" style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1128 209 1809 1257" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1809 651 1832 847" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 水災時のアクセスルート図 </div> <div data-bbox="1415 1321 1908 1343" style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="248 740 454 796">大飯に該当資料なし</p>	<p data-bbox="853 767 1151 815">56-10 大容量送水ポンプの構造について</p>	<p data-bbox="1420 780 1845 802">56-10 可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p>	<p data-bbox="1973 724 2159 858">General 本補足説明資料は大飯3/4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、図56-10-1に示すとおり増圧ポンプ1台、附属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、附属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、淡水又は海水を附属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、附属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="712 702 1310 1088" style="border: 1px solid black; height: 242px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図56-10-1 大容量送水ポンプ（タイプI）の構造概要図</p> <div data-bbox="873 1321 1290 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 186px;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、図56-10-1に示すとおり送水ポンプ1台、附属水中ポンプ1台、車両のディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、送水ポンプ及び附属水中ポンプを車両のディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、淡水又は海水を附属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して送水ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、附属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="1344 702 1942 1173" style="border: 1px solid black; height: 295px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図56-10-1 可搬型大型送水ポンプ車の構造概要図</p> <div data-bbox="1355 1232 1921 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 253px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は水中ポンプ1台で定格容量を確保できる設計である。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は消防自動車同様に車両のエンジンをポンプの駆動源としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、図56-10-2に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="714 555 1317 943" style="border: 1px solid black; height: 243px; width: 269px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図56-10-2 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の構造概要図</p> <div data-bbox="878 1177 1296 1203" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 187px;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>		<p>設計方針の相違</p> <p>・泊では56条に使用する可搬型ポンプは可搬型大型送水ポンプ車のみであるため、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）に対応する設備はない。</p>